



Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture



# 宮崎県立 西都原考古博物館年報

2022(令和4)年度

2023年6月

宮崎県立 西都原考古博物館  
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

# 企画展 I 「西都原古墳群 ～特別史跡指定70年のあゆみ～」

2022(令和4)年4月23日(土)～6月26日(日)



# 特別展「飛び道具の技術文化史 ～旧石器時代から西南戦争まで～」

2022(令和4)年7月9日(土)～9月4日(日)



# 国際交流展「古墳時代の「台所革命」と東アジア ～美味なる“ごはん”の考古学～

2022(令和4)年10月8日(土)～12月11日(日)



宮崎県立西部原考古博物館 令和4年度国際交流展

## 古墳時代の「台所革命」と東アジア

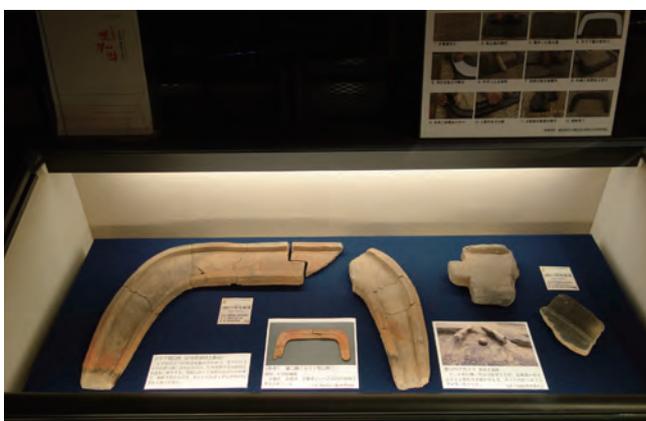
美味なる“ごはん”の考古学

2022 (令和4年) 10.8 SAT 土 → 12.11 SUN 日

観覧無料

関連講演会  
「古代の九州南部とアジアを結ぶウルチ米蒸調理の展開」  
【日時】令和4年10月29日(土) 午後1時から午後4時30分まで  
【会場】西部原考古博物館1階ホール  
【講師】久保田 健二氏(熊本大学大学院人文社会科学部研究員) / 長友 朋子氏(立命館大学文学部) / 小林 正史氏(北埼玉大学人文学部)

宮崎県立西部原考古博物館  
〒881-0005 宮崎県宮崎市大字三宅547番 電話: 0983-41-0005 17時30分(観覧券購入時)17時00分まで  
TEL: 0983-41-0041 FAX: 0983-41-0051 休 業 日: 月曜日(国定祭日の場合は除く)  
http://www.wara-museum.jp/ 無料のWiFiがご利用いただけます。  
西都原考古博物館  
〒881-0005 宮崎県宮崎市大字三宅547番 電話: 0983-41-0005 17時30分(観覧券購入時)17時00分まで  
TEL: 0983-41-0041 FAX: 0983-41-0051 休 業 日: 月曜日(国定祭日の場合は除く)  
http://www.wara-museum.jp/ 無料のWiFiがご利用いただけます。



# 企画展Ⅱ 「伝統（かわらぬもの）と変革（かわるもの） ～宮崎の弥生文化の特質～」

2023(令和5)年1月14日(土)～3月19日(日)

宮崎県立西都原考古博物館 令和4年度企画展Ⅱ

前期

# 変革と伝統

中期

後期

2023 1.14 SAT 3.19 SUN 観覧無料  
(令和5年)

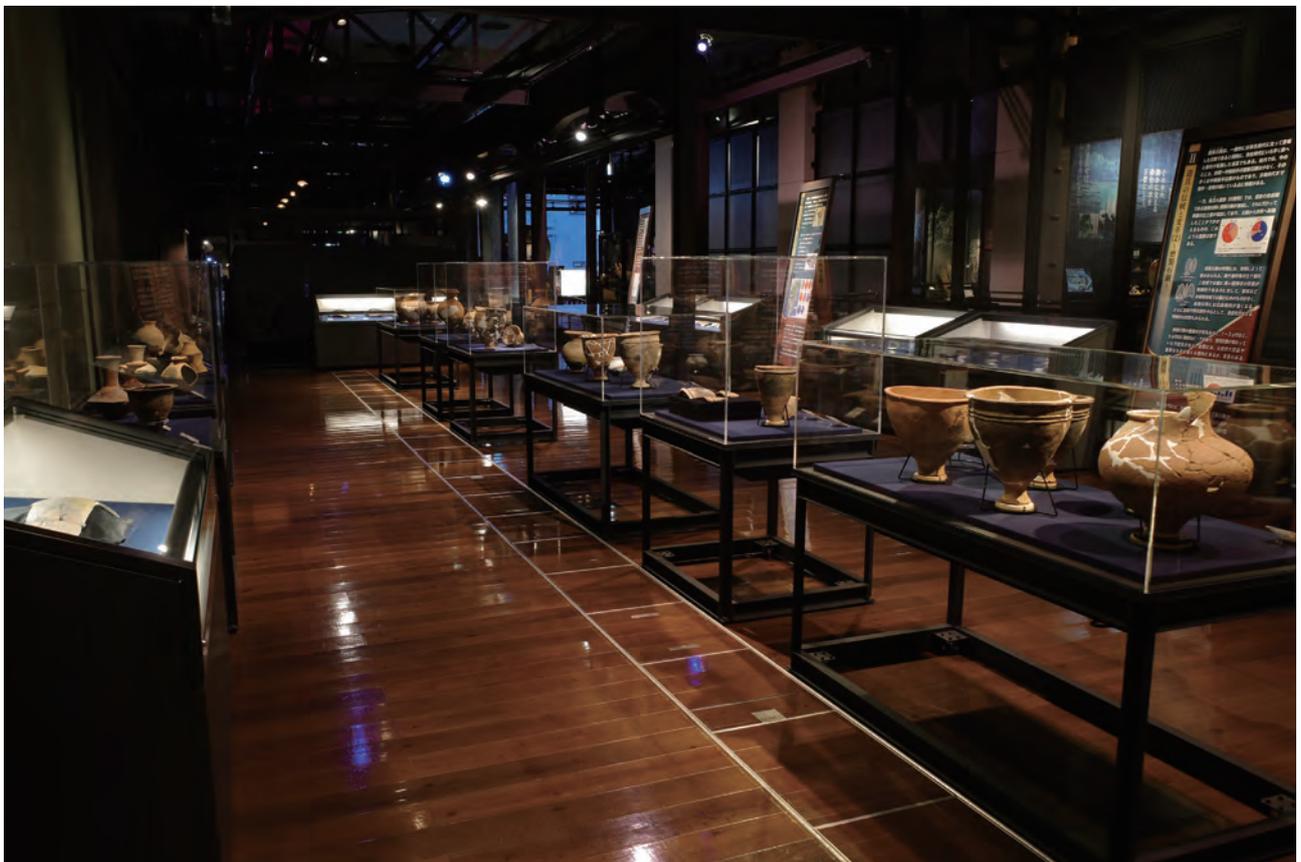
関連講座 観覧券あり

「冷たくも熱い」宮崎の弥生文化  
【日時】令和5年2月11日(土・祝) 午後1時30分から午後3時30分まで  
【会場】西都原考古博物館 1階ホール

関連講座 観覧券あり

「弥生土器を作る」  
【日時】令和5年2月19日(日) 午後1時から午後3時30分まで  
【会場】西都原考古博物館 古代生活体験館

宮崎 西都原考古博物館 〒881-5005 宮崎県西都市大字三宅5-7-20 電話: 0982-41-0641 FAX: 0982-41-0099  
TEL: 0982-41-0641 FAX: 0982-41-0099 休 業 日 内閣官庁 国史館 山口県立歴史博物館  
Website: <http://www.miyazaki-museum.or.jp> 宮崎県立西都原考古博物館 西都原考古博物館



2022(令和4)年度

# 宮崎県立西都原考古博物館年報



Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture



2023年6月

宮崎県立 **西都原考古博物館**  
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

## 例 言

1. 本書は、2004(平成16)年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館の2022(令和4)年度一年間の足跡をまとめたものである。組織及び事業の詳細など、当館の活動を広く周知いただき、博物館活動への一層の理解と協力を得る一助ともすべく刊行するものである。
2. 本書の執筆は、館職員で分担し、文責は文末に明記した。編集は、学芸普及担当主査 後藤清隆が行った。
3. 表紙写真は、本館職員の撮影による。

# 目 次

I	宮崎県立西都原考古博物館の概要	
1	沿革	1
2	基本理念	2
3	組織	3
4	施設	3
5	宮崎県博物館協議会	5
	[資料1] 宮崎県立西都原考古博物館第2期中期運営ビジョン（令和2～6年度）	6
II	利用状況	
1	施設利用状況	13
2	館内資料利用及び貸出状況	14
III	事業報告	
1	調査研究	16
2	資料収集	19
3	展示	20
4	教育普及	23
5	情報発信	26
6	館運営	26
7	資料その他	33
	[資料2] 2022（令和4）年度本館来館者アンケート集計結果	37
IV	関係法規等、その他	
1	条例、規則等	39
2	各種様式	49
3	利用案内	58

# 開館20年を前に

宮崎県立西都原考古博物館は、2004(平成16)年4月17日に西都原古墳群と一体となった“フィールドミュージアム”として開館し、来年、2024年には開館20年の節目を迎えることとなります。

これまで県内外から多くの方々にご来館いただいておりますのも、ひとえに当館の活動に対します皆様方のご理解、ご支援の賜と心より感謝いたしております。

当館は「考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を想像する活力を築く」ことを理念としながら、ご利用いただく方々とともに成長し、人材育成に寄与する地域の博物館として在ることを目指して様々な事業を実施しております。

この年報は、2022(令和4)年度に当館が実施した調査・研究や展示、教育普及、古墳群保存整備などの事業活動の状況をまとめたものであります。

しかしながら、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症につきまして、令和4年度においては社会全体としてはある程度落ち着いた状況となりながらも、実施事業や催事の休止・縮小を継続せざるを得ないなど、集客施設でもあります博物館にとりましては、その影響はやはり大きなものでありました。

今般の感染症法上の取扱いの変更を受け、これからの所謂“ウイズコロナ”の状況における博物館運営の在り方や各種事業の実施方法等について常に検討を行いつつ、皆様に安心してご来館いただける博物館となるよう、更に努めていかなければならないと考えております。

2023(令和5)年4月1日、改正博物館法が施行されました。その中では、博物館の役割として、博物館相互の連携と、それぞれの地域の多様な主体との連携・協力による「地域活力の向上への寄与」が努力義務として新たに加わっております。

当館も、考古学を通じて社会に活力を生み出していくような取組を構想・実施し、もって「未来日向の創造」とする事業理念の実現を目指して参りたいと存じます。

今後とも、特別史跡「西都原古墳群」の中に位置する博物館として、県内外の多くの方々に親しまれ、考古・歴史に関心を持つ方々に学びの糧となる資料を提供できる施設で在り続けられますよう、変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023(令和5)年6月

宮崎県立西都原考古博物館 館長 岩切 喜郎

# I 宮崎県立西都原考古博物館の概要

## 1 沿革

- |             |     |  |
|-------------|-----|--|
| 1994(平成6)年  | 4月  | 「西都原古墳群保存整備検討委員会」を設置                                   |
| 1995(平成7)年  | 3月  | 「西都原古墳群保存整備活用に関する基本計画」を策定                              |
| 1996(平成8)年  | 3月  | 「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を策定                                |
| 1998(平成10)年 | 3月  | 「西都原古墳群及び周辺地域整備アクションプログラム」を策定                          |
|             | 11月 | 自治省リーディング・プロジェクト事業「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」の採択          |
| 1999(平成11)年 | 3月  | 「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」を策定                            |
|             | 4月  | 西都原資料館再編整備検討委員会及びワーキンググループ設置                           |
|             | 5月  | 西都原資料館再編整備検討委員会を開催                                     |
|             | 7月  | 「西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画」を策定                              |
|             | 11月 | 基本設計を契約  |
| 2000(平成12)年 | 7月  | 展示室ディスプレイ等の実施設計を契約                                     |
| 2001(平成13)年 | 2月  | 建物の実施設計を契約   |
| 2002(平成14)年 | 3月  | 建物の建築工事を契約、着工(3月12日)                                   |
| 2003(平成15)年 | 8月  | 竣工(8月27日)  |
|             | 9月  | 県立西都原考古博物館条例が県議会で可決                                    |
|             | 11月 | 県立西都原考古博物館条例施行(11月1日)                                  |
|             |     | 機関設置、職員発令(11月1日 館長他10名)                                |
| 2004(平成16)年 | 4月  | 開館記念式典(4月16日)  |
|             |     | 開館(4月17日)  |
|             |     | 開館記念特別展「遺物たちの帰郷展」開催(~6月20日)                            |
|             |     | 天皇皇后両陛下ご視察(4月25日)                                      |
|             | 6月  | 財団法人日本博物館協会加入(6月21日)                                   |
|             | 10月 | 九州博物館協議会加入(10月6日)                                      |
| 2008(平成20)年 | 1月  | 韓国国立中央博物館考古部との学術文化交流協定締結(1月11日)                        |
|             | 12月 | 韓国国立中原文化財研究所との学術文化交流に関する約定書締結(12月10日)                  |
| 2013(平成25)年 | 1月  | 累積入館者数100万人を達成(1月20日)                                  |
|             | 12月 | 台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定締結(12月23日)                       |
| 2014(平成26)年 | 4月  | 開館10周年記念式典(4月18日)                                      |
|             | 11月 | 韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定締結(11月14日)                          |
| 2015(平成27)年 | 3月  | 第1期中期運営ビジョン策定  |
| 2018(平成30)年 | 5月  | 「古代人のモニュメント 一台地に絵を描く 南国日向の古墳景観」<br>日本遺産認定(西都市・宮崎市・新富町) |
|             | 12月 | 台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定更新(12月28日)                       |
| 2019(令和元)年  | 11月 | 韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定更新(11月14日)                          |
| 2020(令和2)年  | 3月  | 第2期中期運営ビジョン策定  |
|             | 4月  | 開館時間を午前9時30分に変更  |

## 2 基本理念

### (1) 博物館事業理念

『未来日向の創造』

宮崎県立西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館です。私たちは、それらの実現のために組織一体となって、協働していきます。

### (2) 施設コンセプト

- 利用者と共に成長する博物館
- 利用者一人ひとりのための博物館
- 次代を担う人材育成に寄与する地域の博物館

### (3) 建築コンセプト

西都原古墳群の景観と歴史的背景をもとに、現在の自然や地形の保存を心がけ、南九州独特の「柄鏡形前方後円墳」の平面形をモチーフとして計画したものである。展示室は、自然の土の中に埋め戻し、そこへ導くエントランス空間は、景観を乱すことなくランドマークとしての入り口を明示する建築形態とした。外壁は、歴史的景観に配慮し、鬼の窟の横穴式石室を思わせる石貼りと、コンクリート打ち放し仕上げについては「つた」をはわせ、周りの自然と調和した景観となるようにしている。

### (4) シンボルマーク

西都原考古博物館のシンボルマークは様々な対比を表している。

「●」と「■」、「赤」と「青」という究極のシルエットが対峙する構図を基本とする。

どの時代の人にも必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光と影」、「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

古代においては、政治的連合の証である前方後円墳をはじめとする「高塚古墳」と、地下を志向した南九州独特の墓制である「地下式横穴墓」という対比があり、中央を標榜する「畿内社会」と、辺境と見なされた「南九州社会」の対比がある。

二つのシルエットの対比によって、見る人それぞれのイメージ世界との対比と交感を象徴している。



西都原考古博物館シンボルマーク

### 3 組織

#### (1) 2022 (令和4)年度

2022(令和4)年4月1日付

館長 中原 光晴  
副館長 吉本 正典  
(2023年1月31日まで)

#### 【管理担当】

担当リーダー副主幹 甲斐夕貴子  
専門主事 鬼束 良一  
主任主事 泥谷 修一

#### 【学芸普及担当】

担当リーダー主幹 日高 広人  
主査 橋本 英俊  
主査 今塩屋毅行  
主査 松本 茂  
主査 加藤 徹  
主査 後藤 清隆

#### (2) 2023 (令和5)年度

2023(令和5)年4月1日付

館長 岩切 喜郎  
副館長 飯田 博之

#### 【管理担当】

担当リーダー主幹 阿波野ゆかり  
専門主事 鬼束 良一  
主任主事 泥谷 修一

#### 【学芸普及担当】

担当リーダー主幹 日高 広人  
主査 橋本 英俊  
主査 今塩屋毅行  
主査 松本 茂  
主査 加藤 徹  
主査 後藤 清隆

### 4 施設

#### (1) 名称

宮崎県立西都原考古博物館

(地下1階、地上3階)

#### (2) 所在地

宮崎県西都大字三宅  
字西都原西 5670 番

#### (3) 設置年月日

2003(平成15)年11月1日

#### (4) 開館年月日

2004(平成16)年4月17日

#### (5) 敷地面積

90,122.25 m<sup>2</sup>

#### (6) 建物

①建設面積 2,334.45 m<sup>2</sup>  
②延床面積 6,678.63 m<sup>2</sup>  
③構造 鉄筋コンクリート造4階建

#### ④居室別面積

展示室 1335.63 m<sup>2</sup>  
収蔵展示室 18.0 m<sup>2</sup>  
第1収蔵庫 139.83 m<sup>2</sup>  
第2収蔵庫 170.07 m<sup>2</sup>  
第3収蔵庫 148.83 m<sup>2</sup>  
重要物収蔵庫 25.32 m<sup>2</sup>  
機械室(大) 236.70 m<sup>2</sup>  
機械室(小) 43.78 m<sup>2</sup>  
エントランス 197.42 m<sup>2</sup>  
ホール 325.90 m<sup>2</sup>  
講師控室 14.48 m<sup>2</sup>  
救護室 11.63 m<sup>2</sup>  
館長室 36.00 m<sup>2</sup>

副館長室	20.25 m <sup>2</sup>
事務室・研究室	189.91 m <sup>2</sup>
応接室	43.99 m <sup>2</sup>
情報処理室	36.00 m <sup>2</sup>
保存処理室	66.00 m <sup>2</sup>
資料保管室	15.75 m <sup>2</sup>
整理室	46.69 m <sup>2</sup>
セミナー室	99.82 m <sup>2</sup>
トラックヤード	49.72 m <sup>2</sup>
情報利用コーナー	21.90 m <sup>2</sup>
閲覧室	86.15 m <sup>2</sup>
図書室	66.00 m <sup>2</sup>
展望ラウンジ	133.92 m <sup>2</sup>
その他 (ロビー・階段・通路等)	3,075.94 m <sup>2</sup>

#### (7) 構成施設

西都原古代生活体験館

①建築面積	941.68 m <sup>2</sup>
②延床面積	1,014.23 m <sup>2</sup>

③構 造	木造平屋一部2階建
④棟別面積	
セミナー棟	571.94 m <sup>2</sup>
古代構法棟	315.93 m <sup>2</sup>
渡り廊下棟	99.36 m <sup>2</sup>
古代住居	27.00 m <sup>2</sup>

#### (8) 関連施設

西都原古墳群遺構保存覆屋

①建築面積	1,394.00 m <sup>2</sup>
②延床面積	1,394.00 m <sup>2</sup>
③構 造	鉄筋コンクリート造 木造平屋一部2階建

13号墳内部主体見学施設

①建築面積	22.89 m <sup>2</sup>
②延床面積	22.89 m <sup>2</sup>
③構 造	鉄骨造平屋

4号地下式横穴墓保存見学施設

①建築面積	21.24 m <sup>2</sup>
②延床面積	21.24 m <sup>2</sup>
③構 造	鉄骨造平屋



写真1 本館全景

## 5 宮崎県博物館協議会

### (1) 宮崎県博物館協議会委員

県条例に基づき、宮崎県総合博物館と宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、教育関係者・有識者等で構成された委員が、各館長の諮問に応ずると共に、各館に対して意見を述べる機関である。現在の委員は下記のとおりである。（任期：令和4年7月30日～令和6年7月29日）

区分	氏名	所属・役職等	専門
学校教育関係者	永山新一	えびの市教育長（市町村教育長連絡協議会代表）	教育行政
	大重美貴	野の花幼稚園 園長	幼稚園
	田原理恵	日南市立細田小学校長	小中学校
	堀田由美子	尚学館小学校長	私立学校
	松田律子	県立清武せいりゅう支援学校長	県立学校
社会教育関係者	山口和代	宮崎県地域婦人連絡協議会 会長	婦人団体
家庭教育関係者	松本祐子	宮崎県PTA連合会 副会長	P T A
学識経験者	片寄元道	宮崎県観光協会 専務理事	観光
	川野美奈子	宮崎県社会福祉協議会 副会長兼常務理事	社会福祉
	柴田博子	宮崎産業経営大学法学部 教授	歴史
	出口智久	宮崎野生動物研究会 副理事長	動物
	那賀教史	宮崎民俗学会 副会長	民俗
	八ツ橋寛子	宮崎大学教育学部 教授	植物
	柳澤一男	宮崎大学 名誉教授	考古
	山下裕亮	京都大学防災研究所附属地震予知研究センター宮崎観測所助教	地質
公募委員	谷山敦子	元出版社勤務・元編集者・フリーライター	公募

※役職名は2023（令和5）年3月31日現在（敬称略：区分内で五十音順）

### (2) 開催状況

期 日：2022（令和4）年11月18日（金）

会 場：宮崎県総合博物館 会議室1

議 題：①令和3年度総合博物館の事業報告及び評価について

②令和3年度西都原考古博物館の事業報告及び評価について

③令和4年度総合博物館及び西都原考古博物館の事業計画について

④その他

## [資料1] 宮崎県立西都原考古博物館第2期中期運営ビジョン（令和2～6年度）

### 1 ビジョン策定の目的

宮崎県立西都原考古博物館は、昭和43年に風土記の丘整備事業の中で設置された「西都原資料館」を前身とし、西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画に基づいて建設され、平成16年4月に開館した考古学専門の博物館である。

開館以来、豊かな自然と優れた歴史的景観を誇る特別史跡西都原古墳群と一体となったフィールドミュージアムとして、調査研究、史跡の保存整備、資料の収蔵、展示・国際交流、古代生活体験、教育普及など、幅広い活動を行ってきた。

展示においては、平成27年度からは春期と冬期に県内の資料を中心とする企画展、夏期に国内の資料により構成する特別展、秋期に韓国や台湾の資料を加えた東アジア的視点による国際交流展を実施してきた。

以上の取組の結果、当館は考古学専門の博物館として一定の評価を得ているものと考えられるが、一方で開館から15年が経過し、開館時の基本理念を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化に即応した取組を行う必要も生じている。

それらを踏まえ、博物館法の規定に基づき事業評価を含めた今後5年間の第Ⅱ期中期運営ビジョンを策定するものである。

### 2 ビジョンの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

### 3 ビジョンの基本理念

#### (1) 博物館事業理念

『未来日向の創造』

西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館である。博物館は、それらの実現のために組織一体となって活動していく。

#### (2) コンセプト

##### ○ 利用者と共に常に成長する博物館

考古学の情報は過去の固定化した情報ではなく、常に多くの歴史を語ろうとしている。展示は、そうした資料の持つ情報の多面性・多層性を表現することを目指す「常新展示」という発想に基づいて展開する。

この「常新」の考え方は「調査研究」、「保存活用」活動、ならびに「教育普及」活動へも通底し、利用者と共に成長する博物館活動を目指す。

○ 利用者一人ひとりのための博物館

県民をはじめとした多様な利用者一人ひとりが、自主性・主体性を発揮して博物館活動に関わることでできる知的集客空間を目指す。

博物館と利用者の対話と連携を通じ、個としての関わりを実感できる「私の博物館」となることを目指す。

○ 次代を担う人材育成に寄与する地域の博物館

考古学を手がかりとして地域の独自性を掘り起こし、新たに表現、創造する活動を通じ、南九州の人々の生きた証を見つめ、地域から発信する総合的な学問として組み立てていく。これは、これからの宮崎県、そして我が国を担う人材育成へとつながることを目指すものである。

西都原考古博物館は、西都原古墳群と一体となった遺跡博物館であり、ここを拠点に地域の誇りを磨き直すことで、地域活性化の核となることを目指す。

#### 4 博物館運営の基本方針

基本理念を実現するため、当館の4つの特徴を踏まえ、(1)～(6)を基本方針として運営を行う。

○ 常新展示

研究の成果を常に新鮮な形で利用者に提供し、そのニーズに応じて断続的に内容を変化させる展示を行う。

「常設展示」の概念を廃し、固定化することなく常に新しい情報として発信する「常新展示」の考え方に基づいて展開する。

○ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、言語、知識等の違いを意識することなく、博物館を訪れる方すべてが安心して利用できるよう施設や設備を整えとともに、職員やボランティアガイドによる人的なアテンドを充実させる。

○ 県民等との協働による運営

博物館とNPO法人との協働による運営形態を取り入れ、地域や県民等との連携強化を図り、より親しみやすい博物館を目指す。

○ フィールドミュージアム

古墳群全体を展示空間としてとらえ、利用者が様々な博物館活動を通して、古墳の知識を学び、時代のイメージを思い描くことができるように導く。

#### (1) 調査研究

- ・幅広いテーマの調査と研究に取り組み、その成果を常に展示や史跡整備にフィードバックすることにより、たえず成長し発展する博物館の原動力とする。
- ・国内外の研究者と積極的に交流を行い、研究協力体制の強化を図る。

#### (2) 資料収集と保存活用

- ・宮崎県の貴重な考古資料を次世代に伝えるため、資料の収集と整理を行い、その保存や維持管理に関する技術・方法の開発に努める。
- ・資料の館内外の活動への積極的な活用を図る。
- ・資料のデータベース化と情報の積極的な公開を図り、他機関との連携を深める。
- ・図書や写真等の資料収集に努め、様々な利用者による活用に供する。

#### (3) 展示

- ・古墳時代を中心とした、本県の特徴を浮き彫りにする展示を行う。
- ・利用者の更なる探究心を誘うために、最新の研究成果に素早く対応した展示を行う。
- ・国際交流展など郷土と世界とのつながりを意識できる展示を行う。
- ・利用者それぞれの興味や関心によって、多様な情報が得られる奥行きのある展示を行う。

#### (4) 教育普及

- ・児童生徒をはじめ、県民一人ひとりが本県の貴重な文化財に親しむための機会を充実させる。
- ・生涯学習や学校教育に活かすことができる講座等を提供する。
- ・県内の小・中・高校や生涯学習機関等との連携により、児童生徒の学校教育における当館の利用促進を図る。

#### (5) 情報発信

- ・国内外の関係機関との連携を図り、情報の受発信の核となるよう努める。
- ・当館ホームページ、各種広報紙をはじめ、様々なメディアを通して積極的に情報を発信する。

#### (6) 経営

- ・本県の厳しい財政状況の中で、地域や県民等との連携により、経営の効率化を図りながら利用者サービスの向上に努める。
- ・職員の危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施し、危機管理体制のさらなる強化を図る。
- ・当館を訪れるすべての方が、安全安心かつ快適に利用できるよう、施設設備の維持管理に努める。

## 5 実施方針

事業を推進するに当たっては、基本方針を踏まえて以下の通り実施する。

### (1) 調査研究

- ・特別史跡西都原古墳群の全容を理解するため、分布調査、測量、発掘調査等を実施するとともに、その保存と活用に関する研究を進める。
- ・非破壊的調査である地中レーダー探査により、西都原古墳群をはじめとする県内の古墳群や遺跡の分布状況や構造の把握を進める。
- ・調査研究の成果を、展示や諸プログラムに反映させ、史跡の保存整備に活かすなど、あらゆる機会をとらえて公開する。また、研究と活動の現状を広く世に問うため、研究紀要、図録や報告書等で情報の共有化を図る。
- ・国内外の研究者との交流を図り、最新の研究の動向をとらえ、本県の考古学研究の牽引者となるように努める。

論文等の執筆、研究発表等	年1回以上（*学芸普及担当職員1人あたり）
--------------	-----------------------

### (2) 資料収集と保存活用

考古学専門の博物館として、県内の遺跡から出土した資料の収集保管を行う。特に古墳時代を中心とする鉄製品と古人骨は、当館の収蔵資料の核であり、全国随一の質と量を誇る。こうした資料の収集、保存、管理業務は博物館の基本であり、データベースの構築により、より多くの利用者の活用に供する。

#### ①鉄製品

地下式横穴墓から出土した古墳時代の鉄製品を中心に収蔵し、保存のための化学的な処理を施し、データベースを整備することで、貴重な文化財を劣化させることなく次世代へ引き継いでいく。

鉄製品保存処理件数	年50件以上（*外部委託を含める）
-----------	-------------------

#### ②古人骨

地下式横穴墓から出土した古墳時代人骨を中心に、800体以上を収蔵しており、過去に生きた人々にダイレクトに迫る貴重な資料群として、形質人類学や分析科学と連携しながら、適切な収蔵管理とデータの追加や更新を行う。

#### ③土器・石器等

考古学において最も普遍的な資料である土器や石器について適切に保管し、資料としての活用の幅を拓げるために分類と修復を進める。

#### ④図書・写真等

重要な博物館資料として、実物資料以外にも図書や写真等について、収集及び分類・登録を進め、利用者の活用に供する。

収集、分類・登録件数	年1,000件以上
------------	-----------

#### (3) 展示

全ての展示は、「常新展示」の考え方に基づいて展開する。展示資料や説明パネルの更新、複数資料の組合せによる多面的な情報の提供を実現する。開館以来実施している特別展、国際交流展及び企画展等についても、常新展示の一環として今後も継続的に実施していく。

入館者数	年12万人（*本館及び古代生活体験館入館者数）
------	-------------------------

#### ①特別展

県外資料を含めて展示を構成し、日本列島における南九州の地域性を明らかにする。

#### ②国際交流展

韓国、台湾など国外資料を含めて展示構成を行い、東アジアにおける南九州の位置づけを明らかにする。

#### ③企画展

主に県内資料により展示を構成し、古代日向の特徴について、様々な視点で情報を発信する。

#### ④コレクションギャラリー展

主に館蔵資料により構成する。調査研究や資料管理等、日々の博物館業務の中から設定されるテーマに沿って、焦点を絞った情報発信を行う。

特別展・国際交流展等実施回数	年3回以上
----------------	-------

#### ⑤その他の展示

考古学に限らず、関連する諸学問や諸分野に関する展示等を行い、多角的な視点で南九州を見つめる。

#### (4) 教育普及

宮崎県の文化財に対する理解を深めるため、県民への教育普及活動を計画的に実施する。また、学校教育における当館の利用を促進し、学校教育との連携を図っていく。

#### ①生涯学習の一環としての教育普及活動（少年団活動を含む）

- ・講演会や考古博講座、体験・実験講座を実施する。
- ・古代生活体験メニューの充実を図り、実践的に学べる機会を提供する。
- ・その他、見学会や説明会など関連活動を実施する。

講演会・講座の実施回数	年15回以上
-------------	--------

## ②学校教育との連携

- ・学校教育の中で博物館を活用するための支援を行う。
- ・教育研究会等の各種事業を支援する。
- ・職場体験やインターンシップ、博物館実習等を積極的に受け入れる。

## (5) 情報発信

地元西都市や関係諸機関と連携し、様々な広報手段を活用して、県内はもとより、県外等へ博物館の情報を発信していく。

### ①広報活動の充実

- ・博物館の利用者を増やすために、様々な広報媒体を使って館の情報発信を実施していく。
- ・各市町村教育委員会、各社会教育施設等の関係機関へ博物館の利用について、働きかけを行っていく。
- ・観光事業団体等と連携して誘客に取り組む。

報道機関への情報提供回数	年20回以上
--------------	--------

### ②博物館ホームページ等の充実

博物館の最新の情報を発信する主要なツールとして、博物館ホームページの継続的な更新を実施していく。

また、SNSなど多様な媒体で館の情報を提供する。

ホームページ更新回数	年48回以上
------------	--------

## (6) 経営

本県の厳しい財政状況の中で、常に経営の効率化を図りながら、利用者のサービス向上に努めていく。

### ①県民等からの意見の反映

- ・来観客へのアンケートを実施し、利用者の要望や満足度を把握し、博物館の展示や諸活動に反映させる。また、博物館協議会の意見等を館の運営に反映させる。

アンケート収集件数	年1,200件以上
アンケート回答における満足度	「満足」が80%以上

## ②県民等との協働

- ・地域や県民等との連携強化を図り、新たな利用者の創出につなげる。またボランティアガイドと連携し、活動を支援する。

## ③職員の資質向上

- ・全職員が博物館の社会的役割を自覚し、貴重な文化財を未来へ継承していくため、外部の研修等への参加を促進する。
- ・館の実情や課題に応じて研修等を実施する。
- ・研修の成果を館内の会議等で報告し、情報を共有する。

## ④危機管理体制の強化

- ・日頃から職員一人ひとりの危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施し、危機管理体制の更なる強化を目指す。
- ・危機管理マニュアルを全職員に周知し、必要に応じて改訂を行う。

防災訓練、研修等の実施	年2回以上
-------------	-------

## ⑤施設・設備の管理

- ・施設・設備の老朽化が徐々に進んでいるため、維持改善の計画を作成し、計画的に改修を行う。

## (7) その他

### ①事業評価について

- ・事業評価は、毎年度自己評価である内部評価と外部評価を宮崎県博物館協議会に報告し、意見を聴取する。また、評価結果は博物館ホームページ等で公表する。

### ②ビジョンの見直し

- ・今後、情勢の変化に伴い、財源等に著しい変更が生じた場合には、必要に応じてビジョンを見直す。

## Ⅱ 利用状況

### 1 施設利用状況

(1) 入館者数 2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日

当該年度は、2022年9月18日～9月19日の2日間にわたり台風の影響で臨時休館となった。

展示室・古代生活体験館		入館者数(人)
本館 (うち特別展・企画展・コレクションギャラリー展)		55,743 (54,201)
古代生活体験館		7,652
計		63,395

(2) 累積入館者数 2004(平成16)年4月17日～2023(令和5)年3月31日

展示室・古代生活体験館		入館者数(人)
本館		1,849,836
古代生活体験館		429,228
計		2,143,739

(3) 諸事業への参加者数 2022(令和4)年度

教育普及事業		参加者数(人)
講演会		70
考古博講座		138
体験・実験講座		70
計		278

(4) ホールの主な利用状況(当館主催事業を除く)

利用目的	利用日
宮崎民俗学会総会・講演	7月17日
令和4年度西都・西米良地区英語暗唱弁論大会	8月29日
令和4年度法律研修等による学校の問題対応力向上事業 (法律研修)	10月25日
北九州市立大学プレゼンツ 西都市プロデュース大作戦	2月12日

※300名収容のホールは、本来の目的として本館が開催する講演会やシンポジウム、学会等のために使用する施設であるが、本館が使用しない日については、公施設の有効利用の観点から、一般への貸し出しも行っている。

#### 施設等使用料

ホール		午前(10:00～12:00)	3,540円
		午後(13:00～17:00)	7,080円
ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,370円
	暖房設備		680円
音声ガイド		1台1回につき	420円

(甲斐)

## 2 館内資料利用及び貸出状況

表1 館内資料利用（資料調査等）

利用年月日	所属	利用資料	利用目的
2022年4月23日	宮崎県埋蔵文化財センター	西都原 101・201・265 号墳出土石器類(報告書未掲載資料)	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2022年5月18日 ～20日	たつの市教育委員会	塚原 2 号墳、立切地下式横穴墓出土鉄剣	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2022年5月31日 ～6月1日	奈良県立橿原考古学研究所	出土地不明短甲 1 点、六野原地下式横穴墓出土青 1 点	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2022年6月8日	上野原縄文の森	漆野原遺跡出土壺形土器、陣内遺跡出土土偶・石棒	資料調査 熟覧 実測 写真撮影
2023年2月4日	伊平屋村教育委員会	西都原 171 号墳出土埴輪(レプリカ)	資料調査 熟覧 実測 写真撮影

表2 資料等貸出（展示資料・写真・掲載許可）

利用期間 提供年月日	申請者 (機関)	利用資料	利用目的
2022年4月3日	月刊九州王国編集室	写真データ 1 点 [単人盾 (レプリカ)]	エー・アール・ティー株式会社発行予定『月刊九州王国』5月号に掲載するため
2022年6月10日	奈良県立図書情報館	写真データ 1 点(女狭穂塚・男狭穂塚古墳)	奈良県立図書情報館企画展「にっぽんの古墳クッション展」にて展示するため
2022年6月11日 ～6月30日	大野城心のふるさと館	西都原 111 号墳出土玉類(連珠) 3 連	大野城心のふるさと館令和 4 年度春季特別展「日本遺産 古代日本の西の都-活かす地域の宝-」にて展示するため
2022年7月15日	古代歴史文化協議会	写真データ 1 点(三重県井田川茶白山古墳出陳一括資料)	共同調査研究事業成果図書『刀剣-武器から読み解く古代社会-(仮)』に掲載するため
2022年7月18日	株式会社ダブルウイング	写真データ 1 点(西都原古墳群全景)	小峰書店発行予定『日本の地理データマップ』に掲載するため
2022年8月10日	宮崎県立芸術劇場	写真データ 1 点 [埴輪子持家(レプリカ)]	パイプオルガン見学・体験会(8/13・14)にて投影するため
2022年7月29日 ～11月30日	株式会社文化財保存計画協会	西都原古墳群整備事業・体験学習館設計図(トレーシングペーパー44点)	「広瀬謙二建築展」(広瀬謙二アーカイブズ研究会主催)における展示物等作成にかかる図面電子化作業のため

2022年8月30日 ～11月30日	上野原縄文 の森	漆野原遺跡出土壺型土器1点、陣内遺跡土偶1点・ 石棒1点	開館20周年記念第64回企画 展「南の縄文文化～縄文人の 心を探る」における展示、展 示パネル等の作成および広 報誌・ホームページへの掲載 ならびに作成のため
2022年9月22日	株式会社梓 書院	写真データ2点[騎馬兵士像、舟形埴輪(複製)]	株式会社梓書院発行予定『よ もやま邪馬台国(仮題)』に掲 載するため
2022年9月21日 ～2023年2月12日	宮崎県総合 博物館	西都原101号墳出土埴輪3点および関連写真デー タ4点、西都原古墳群第1支群横穴墓出土須恵器1 点・玉類4点および関連写真データ4点、西都原 115号墳出土土製品1点および関連写真データ2 点、百塚原古墳群出土鉄器4点・耳環2点	令和4年度秋季特別展「発掘 された日本列島2022」の地域 展にて展示するため
2022年12月28日	株式会社ラ ンズ	写真データ1点(西都原古墳群全景)	株式会社ユーキャン発行予 定『日本大地図』(改訂版) に掲載するため
2023年1月18日 ～3月12日	九州歴史資 料館	大萩地下式横穴墓出土鉄剣1点、持田26号墳出土 環頭大刀2点、築池地下式横穴墓出土蛇行剣1点	令和4年度九州歴史資料館 企画展・古代歴史文化協議会 調査研究成果展「古代九州の 刀剣」に出展
2023年1月13日	株式会社郁 朋社	図面5点(宮崎県と大隅半島の主な前方後円墳分布 図、帆立貝式古墳、柄鏡式古墳、もうひとつの埴輪 船、地中レーダー探査図) 写真データ3点(男狭穂塚・女狭穂塚古墳の模型、 西都原169号墳から出土したもう一つの埴輪船、西 都原13号墳出土朱塗り木片)	株式会社郁朋社発行予定『不 存在の証明-邪馬台国異聞-』 に掲載するため
2023年1月17日	西都市歴史 民俗資料館	写真データ2点(持田中尾遺跡出土大陸系磨製石器 集合、櫛遺跡出土壺棺等集合写真)	令和4年度西都市歴史民俗 資料館冬季企画展における 展示とパンフレット掲載の ため
2023年2月10日	西都市歴史 民俗資料館	写真データ2点(宮崎県内出土破鏡、西都原古墳群 全景空撮写真)	令和4年度西都市歴史民俗 資料館冬季企画展における 展示とパンフレット掲載の ため
2023年3月1日	株式会社K & Bパブリ ッシャーズ	写真データ3点[考古博物館外観、展示室内観(内 陸部と平野部～2極化の予兆～)、4号地下式横穴 墓)	TAC出版発行『博物館 完 全版(仮)』に掲載するため

### Ⅲ 事業報告

#### 1 調査研究

調査研究は博物館活動の根幹であり、日常的な取組の成果は、研究紀要や報告書等に掲載するとともに、展示に反映させている。

なお、学芸普及担当職員の研究の成果については本章7（1）、刊行物は7（2）に記載している。

#### （1）特別史跡西都原古墳群の発掘調査

「特別史跡西都原古墳群史跡整備推進事業」に伴う発掘調査を継続して実施し、整備に資するデータの蓄積を行っている。

当該年度は、2019（令和元）年度から5か年計画の4年目であり、2022（令和4）年度は、地中レーダー探査により、墳丘が消失した円墳と考えられる物理的な反応が得られた第3支群内の滅失古墳と考えられる反応が得られた2地点（滅失古墳2号・3号とする）を対象に、周溝および残存する墳丘確認のための調査を実施した

##### 【第3支群滅失古墳（滅失古墳2・3号）】

##### 滅失古墳2号

調査トレンチは、滅失円墳の中心から磁北を基準に、東・西・南・北に軸をとり4箇所を設定し、さらに周溝の延伸方向や全体形を確認するため部分的に拡張を行った。

西側トレンチ（2-W）：西側に位置する園路の近くに見られる周溝状の反応を確認するため、1番目に掘削に着手した。近現代の土坑に一部削平を受けているものの、上端幅約1.7m～1.8m、下端幅0.6～0.7m、検出面からの深さ約0.5mの周溝を確認した。確認された周溝の円弧から推定し、中心を挟んで東側にトレンチを設定した。

東側トレンチ（2-E）：上端幅約1.7m～1.9m、下端幅0.7～1.0m、検出面からの深さ約0.5～0.6mの周溝を確認した。墳丘由来と考えられる粒状のアカホヤの堆積が認められた。

南側トレンチ（2-S）：上端幅約1.7m～1.8m、下端幅0.7～1.0m、検出面からの深さ約0.4～0.5mの周溝を確認した。周溝床面から浮いた状態で土師器模倣坏蓋、坏（赤色塗彩）、鉢が出土している。

北側トレンチ（2-N）：上端幅約1.7m、下端幅約1.0m、検出面からの深さ0.5～0.6mの周溝を確認した。床面から浮いた状態で土師器模倣坏身、甕の出土が確認されている。

今回の調査の結果、滅失古墳2号は円墳で、周溝上端幅は約2mで、下端幅約0.7m、墳丘径は9m、周溝まで含めた規模は11～12m+ $\alpha$ と判明した。地中レーダー探査の結果とはほぼ合致している。

また、周溝内からは、2-N、2-Sの各トレンチより遺物の出土が認められた。2-N出土の土師器模倣坏身、2-S出土の土師器模倣坏蓋等は新富町石舟塚古墳45号、宮崎市浄土江遺跡402号住居跡出土遺物と類似性がみられる。よって、出土遺物の時期から古墳の築造時期は6世紀後半頃と推定される。

##### 滅失古墳3号

調査トレンチは、2号墳同様、滅失円墳の中心から東・西・南・北に軸をとり4箇所を設定し、さらに周溝の延びを確認するため部分的に拡張を行った。当該箇所は、かつて住居とされる建物があったとのことで、その造成の影響によるものか、現地表からアカホヤ火山灰層の上層は削平を受け、建築材や砂利が混入し、硬くしまっている。

東側トレンチ（3-E）：115号の西側に位置する。トレンチ内からは、滅失古墳および115

号墳に伴うとみられる周溝は確認されなかった。

西側トレンチ（3-W）：116号墳の東側に位置する。トレンチ西側で116号墳裾部の可能性のある箇所まで住居に伴うとみられる攪乱が認められ、陶器製の湯たんぼ等や建築材の波板が確認された。そうした攪乱により削平を受けているが、周溝の東側の立ち上がり（周溝外縁）が確認された。

北側トレンチ（3-N）：周溝推定箇所では攪乱坑が検出された。

南側トレンチ（3-S）：墳丘推定箇所の中心から約5mで、上端幅1.5～1.7mの周溝が確認された。周溝埋土中から須恵器坏身、坏蓋、甕や土師器坏の出土が見られた。

現時点では、当初の想定位置に滅失古墳は認められないことから3-Sトレンチで検出された周溝を滅失古墳3号とした。この滅失古墳3号は、周溝上端幅約1.5～1.7mで、周溝まで含めた規模は10m+ $\alpha$ を測る円墳と考えられる。

遺物は、3-Sトレンチの周溝埋土中で確認されている。出土した須恵器坏身、坏蓋はTK47型に相当するとみられ、古墳の築造時期は5世紀末頃と推定される。

調査の中で、周溝そのものの存在が把握できたのは、3-Sトレンチであるが、地中レーダー探査結果とは、比較的近い位置で周溝の一部が確認されている。今後は、地中レーダー探査結果と比較検討を行い、調査箇所を定める必要がある。

今回の発掘調査では、第3支群内の滅失古墳2基の存在や、築造時期を推定できる資料が確認される等、大きな成果を得ることができた。調査終了後は、トレンチ内に不織布を敷き込んだ上で、人力で埋め戻し作業を行い、原状に復している。（橋本）



写真2 発掘調査の状況  
(滅失古墳2号周溝内遺物出土)



写真3 発掘調査の状況  
(滅失古墳3号周溝検出)

## (2) 地中レーダー探査

地中レーダー探査は、発掘調査を行わずに地下の遺跡情報を得ることができる非破壊的手法の調査である。西都原古墳群では、削平された古墳の痕跡や数多くの地下式横穴墓が確認されており、それらを含めた全体像は未だ明らかでない。そのため、地下に隠れた遺構を正確に把握し、地下の状況を明らかにできる地中探査を実施することは急務である。

当館における地中レーダー探査は、南九州の古墳文化を広く発信し、世界遺産を目指す取り組みの一環として、西都原古墳群の全体像の解明を試みるもので、2021(令和3)年度から3か年で実施する「みやぎきの古墳魅力発信事業」に位置づけられている。

当年度に終了した探査面積は合計2,087㎡で、西都原古墳群198・199・306号墳を対象として行った。探査の結果、198号墳の南側の平坦地は造成された様子が明らかとなった。次年度は、同じく鷲田支群内の探査を行う予定である。（松本）

### (3) 保存整備と活用

#### ①整備事業

当年度は、西都原古墳群遺構保存覆屋施設（酒元ノ上横穴墓群）の再整備工事（2か年目）と屋根改修設計に先立つ調査検討業務の実施に加えて、西都原 265 号墳の保存修復工事（墳丘整備工事）に着手した。

西都原古墳群遺構保存覆屋施設（酒元ノ上横穴墓群）の再整備工事は、覆屋屋根天井部の排煙装置 2 基の撤去等を実施するもので、再整備工事は当年度でいったん終結する。再整備工書の目的であった腐朽材の落下による遺構へのダメージについては、当面の間は回避できるものと考えられるが、昨年度の再整備工事で判明したように、屋根を支える木質構造材（梁・桁材）の強度は当初の想定以上に低下しているため、再整備終了後の公開再開は困難な状況である。引き続き、屋根改修に向けた必要な条件整備や検討を進めていく。

西都原 265 号墳は第 3 支群内唯一の前方後円墳であり、当館 3 階のラウンジから眺めるビューポイントの一角にある。当年度より 3 か年計画で本来の姿に墳丘を整備復元する工事に着手した。後円部の一部について盛土による保護と張芝や樹根の除去等を実施した。

#### ②史跡の維持管理

「特別史跡西都原古墳群保存整備事業」により、整備の終えた見学施設等の維持管理や、墳丘及びその周辺の除草管理等を行っている。古墳等の維持管理は、西都市、県土整備部と連携しながら実施しており、古墳の墳丘部分は県教育委員会（但し、国有地は除く）、古墳間の平地は一部を除いて県土整備部が担当している。これら維持管理行為のうち、除草管理については、一般財団法人みやぎ公園協会に業務委託して実施した。

また、台風 14 号の来襲による倒木被害が指定地においても数件発生しており、毀損については樹木伐採および現状復旧の措置を行った。（今塩屋）

### (4) 国内外の研究者との交流

#### ①「古代歴史文化協議会共同調査研究事業」

本研究事業は、古代歴史文化にゆかりの深い埼玉県・石川県・福井県・三重県・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・福岡県・佐賀県・宮崎県の 14 県が連携して共同調査研究を行うことによって、個々の地域的な研究だけでは見えにくかった日本の大きな古代史の流れを解明することをねらいとするもので、2015（平成 27）年度から玉類を研究テーマとしてスタートした。2019（令和元）年度からは始まった第 2 期事業「古墳時代の刀剣類」は、当年度が今期の最終年度となり、10 月に成果図書『刀剣—武器から読み解く古代社会—』を刊行し、10 月 15 日～12 月 4 日の期間で成果展として大阪歴史博物館との共催で特別企画展『刀剣 古代の武といのり』を開催した。また、大阪歴史博物館における全体としての成果展の後に、九州 3 県の資料については、1 月 18 日～3 月 12 日の期間で、九州歴史資料館の企画展『古代九州の刀剣』において展示を行った。

また、成果展にあわせて、10 月 30 日には、第 6 回古代歴史講演会を大阪歴史博物館において開催し、講演会・シンポジウムを行うとともに、その様子を撮影した映像をウェブ上で公開している。（加藤）

#### ②国際文化交流

当館では、開館以来、国際交流を調査・研究の柱と位置づけており、現在は台湾新北市立十三行博物館と韓国国立羅州博物館の二館と学術文化交流協定を締結し、共同調査研究や職員的人的交流などの交流を行い、国際交流展として成果の一端を公表している。

台湾関係については、相互訪問はかなわなかったが、5月に台湾新北市立十三行博物館で行われた「2022 新北市国際考古論壇-古代人形文化探求」に発表者としてオンラインで参加した。

韓国関係では、学術文化交流協定館である国立羅州博物館との人的交流を2年ぶりに再開し、羅州博では学芸研究士3名、考古博では2名の相互訪問を果たすことができた。

韓国・台湾ともに人的な交流が困難な状況が続いてきたが、コロナ禍中に発達したインターネット等を活用した人的交流・情報交換に加え、従来行ってきた相互訪問による館同士の交流も可能となりつつある。  
(松本・今塩屋・後藤)

### ③国内研究機関・研究者との共同研究

水田稲作比較技術研究プロジェクト(代表:東京都立大学山田昌久教授)の一環として、西都市内の水田での稲作実験を2022(令和4)年4月に開始した。初年度は赤米2種とあきたこまちを栽培し、異なる収穫方法を適用した場合、ヒコバエの収量にどのような差が生じるかなどの観察・計量を実施した。次年度も水田区画を増設し、様々な実験プログラムを実施する予定である。

(松本)



写真4・5 日韓との学術交流

上段: 日本訪問 2022.11

下段: 韓国訪問 2023.2

## 2 資料収集

資料の収集は、博物館における重要な活動の一つである。館の展示や研究に資するため、購入・寄贈・寄託等により資料の収集を行っている。

### (1) 考古資料の収集と保存活用

当館では、収蔵資料である「鉄製品」「古人骨」「土器・石器等」の収集と整理、修復、保存処理、データベース登録を行っている。

なお、当館では収蔵庫の燻蒸を行わずにカビや害虫等の発生を防ぐIPMの考え方に基づいた資料管理を実施している。そのため、温湿度管理、ゴミ・ホコリ等の除去、空気を滞留させないなど収蔵環境を常にチェックしている。

#### ①鉄製品

古墳時代を中心とした鉄製品は当館収蔵の柱の一つである。当館では、収蔵資料の保存処理、データベース登録を継続的に行っている。

2022(令和4)年度に国庫補助を受けて保存処理を行ったのは、以下の出土資料計5点(小札単体では95点)である。

○西都市西都原111号墳出土の挂甲小札塊 3点(小札単体では93点)

○西都市酒元ノ上6-1号横穴墓出土の轡 1点

○小林市大萩20号地下式横穴墓出土の鉄剣 1点

これらのうち、西都原111号墳出土の挂甲小札塊3点(小札単体では93点)と酒元ノ上6-1号横穴墓出土の轡1点については、当館でクリーニング・脱塩・樹脂含浸・接合・補填(復元)を行った。

その他の小林市大萩20号地下式横穴墓出土の鉄剣1点については、株式会社吉田生物研究所に委託して保存処理を行った。  
(加藤)

## ②古人骨

当館に収蔵されている古人骨については、収蔵人骨の点検や補修、クリーニング作業やデータベース登録作業を継続的に行っている。2022(令和4)年度は、資料調査へのいっそう効率的な対応を実現するため、データベースの整備を重点的に進め、より活用しやすい環境整備に努めた。また、獣骨等の整理も進めた。(今塩屋)

## ③土器・石器等

115号墳・291号墳、第1支群横穴墓群、第3支群滅失古墳の整理作業(水洗・注記・接合・実測)を行うとともに、過去に発掘調査を実施した丸山遺跡A区の再整理作業・報告書執筆、寄贈された根井保夫コレクションの基礎整理等を行った。(松本)

## (2) 図書・写真資料の整理

地方自治体の埋蔵文化財センターや教育委員会等が発行する調査報告書や、博物館等が発行した年報・研究紀要、図録等を出版者から直接寄贈を受ける通常寄贈のほか、個人からの蔵書の寄贈を受ける個人寄贈、あるいは購入等により図書・写真資料を収集している。蔵書は2021(令和3)年度末では計35,399冊であり、本年度、通常寄贈634冊、個人寄贈14冊、購入53冊、小計701冊を加えて36,100冊となった。

また、写真については今後の活用に資するため、487件のデジタルデータ化を行った。(橋本)

## 3 展示

当該年度における入館者数は63,395人であった(本館55,743人+古代生活体験館7,652人)。これは目標の12万人に遠く及ばない数値である。当然、新型コロナウイルス感染拡大の影響はあったが、その分の減少幅を差し引いたとしても、2018(平成30)年度から減少局面に入っており、憂慮すべき事態と認識している。一人でも多くの方に来館いただき、展示を観ていただく、あるいは活動していただく取組が重要であるとの意識を持ち、さらなる活動の充実を図り、広報を行っていききたい。

館活動の成果を公開する展示については、県外資料を含めて展示を行う特別展(年1回)、韓国、台湾の資料を含めて構成する国際交流展(年1回)、主に県内資料で構成する企画展(年2回)を実施したほか、主に館蔵資料で構成するコレクションギャラリー展、最新の調査研究成果を紹介する通年企画展示を行った。

また、昨年度4月14日からVR体験を導入し、臨場感あふれる映像で楽しみながら西都原古墳群の理解が可能となるようにサービスを提供している。運用2年目についても引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大期間中はゴーグルを装着しての体験(コンテンツ型・ストーリー型)を休止し、ストーリー型のみ展示室内の大型スクリーンに映写を行っていたが、10月1日よりゴーグルでの体験を再開し、508人(コンテンツ型78人、ストーリー型430人)が体験をした。

### (1) 特別展

特別展は県外資料を含めて構成する展示会である。本年度は、例年どおり、夏季に開催をした。

「飛び道具の技術文化史～旧石器時代から西南戦争まで～」

期間：2022(令和4)年7月9日(土)～9月4日(日) 50日間

期間中入館者数：10,555人

展示資料：263点

生物としてのヒト固有の特徴の一つである「飛び道具」の製作・利用をテーマとして、旧石器時代から西南戦争までの巨視的な変遷を描く展示内容とした。投げ槍や弓矢、クロスボウ、鉄砲など陸上の飛び道具のほか、長崎県平戸市つぐめのはな遺跡の捕鯨用石銚など、水域の飛び道具についても考古資料をもとに紹介した。県外資料では長崎県松浦市鷹島海底遺跡の「てつほう」、美郷町北郷村辰之元遺跡の安山岩製大形尖頭器等も借用し、本館で初めて展示する機会となった。(松本)

## (2) 国際交流展

国際交流展は国外資料を含めて構成する展示会であるが、国外資料については、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、その借用が困難であったことから写真のみの展示となった。

「古墳時代の台所革命と東アジア～美味なる“ごはん”の考古学～」

期間：2022(令和4)年10月8日(土)～12月11日(日) 56日間

期間中入館者数：13,506人

展示資料：182点

展示テーマは、わが国の食文化を支えてきた主食である「米」の調理法とその調理施設について、歴史的進化の過程を東アジア的視座から読み解くものである。なかでも、朝鮮半島由来のカマドの導入を契機に住まいの中に「台所」が成立するといった古墳時代の食と住の変革を「台所革命」と位置づけ、列島各地の様相を出土品の展示と解説を通じて紹介した。朝鮮半島の関連資料は、韓国国立羅州博物館の協力のもと、百済地域に関する写真等を展示した。

なお、今回の国際交流展は、学術交流協定先である国立羅州博物館の特別展「暖かい心の空間-湖南の昔の台所-」(2021年開催)を受け継ぐ形で開催されたものであり、展示テーマの共通化と学識経験者との連携によって、日韓の「台所」の相互比較と検討が可能となり、最新の研究成果を展示に盛り込むなど、コロナ禍における学術交流の成果も得ることができた。

(今塩屋)

## (3) 企画展

企画展は主に県内資料を中心に構成する展示会である。年2回開催した。

①企画展Ⅰ「西都原古墳群 ～特別史跡指定70年のあゆみ～」

期間：2022(令和4)年4月23日(土)～6月26日(日) 56日間 ※14日間延長

期間中入館者数：10,924人

展示資料：159点

西都原古墳群は、国の特別史跡に指定されて、今年で70年目を迎えた。当展示会では、人々がどのように古墳群を守り継いできたのか、当時の文献や記録類、発掘された出土品等を通じて紹介し、現代に至るまでの当古墳の保護と活用の歴史を振り返った。(日高)

②企画展Ⅱ「伝統(かわらぬもの)と変革(かわるもの)～宮崎の弥生文化の特質～」

期間：2023(令和5)年1月14日(土)～3月19日(日) 55日間

期間中入館者数：8,318人

展示資料：209点

縄文時代の狩猟採集から稲作農耕へという生業の転換にはじまり、古墳時代の前方後円墳体制という汎列島規模の階層秩序の成立により終わりを迎えた弥生時代。この時代には、道具の素材が石から青銅、そして鉄へと交代するなど、様々な面で変化が生じた。

弥生時代は教科書的にはこのようなイメージであり、県内でも他の地域に遅れることなく、弥生時代が始まる一方で、古墳時代に入る頃まで、金属器が普及せずに“伝統的”に石器が使用され続けた。

本展示会では、穂積み具である石庖丁、鉄器への転換が早い磨製石鏃、他地域との関係が現れやすい土器を中心に取り上げて、県内の弥生時代の文化の特色について紹介を行った。  
(加藤)

#### (4) コレクションギャラリー展

①「帰ってきた遺物たち～令和4年度京都国立博物館考古資料相互交換展示～」

期間：2022(令和4)年6月15日(水)～7月3日(日) 17日間

期間中入館者数：2,255人

展示資料：日向市東郷町出土石器類185点、宮崎市源藤町出土須恵器(横瓶)1点

独立行政法人国立博物館文化財機構京都国立博物館(以下、京都国立博物館)と当該地域地域の博物館の所蔵資料を相互に交換し、その地域の歴史・文化を広く発信する目的で「相互交換展示」を行った。

展示では約80年ぶりに里帰りした現在の日向市東郷町と宮崎市源藤町の2つの地域の考古資料を紹介した。

②「考古学者のモノの見方①」

期間：2022(令和4)年9月7日(水)～10月2日(日) 21日間

期間中入館者数：2,775人

展示資料：陶邑窯跡出土、須恵器坏身・坏蓋、宮崎県内出土須恵器提瓶

土層の堆積の新旧(層位学的研究)やモノの形の変化(土器の型式変化等)を通じて、考古学での時間の変遷と「モノ」の変化を知るには?という視点で展示を行った。

③「考古学者のモノの見方②」3D計測の可能性～立体を平面に、立体をそのままに映す～

期間：2022(令和4)年12月14日(水)～2023(令和5)年1月9日(日) 17日間

期間中入館者数：2,005人

展示資料：西都原13号墳出土神獣鏡、同神獣鏡と西都原101号墳出土短甲形埴輪の3D映像  
従来からの遺物の記録方法等と3Dデータを用いた計測の事例を取り上げ、今後の文化財の保存や活用、今後の展望の一端について紹介した。

④「考古学者のモノの見方③」肉眼で見えにくいものを見る

期間：2023(令和5)年3月23日(木)～4月16日(日) 22日間(2022年度8日間)

期間中入館者数：5,525人(2022年度2,503人)

展示資料：赤外線カメラと墨書土器、生物顕微鏡とイネ科植物のプラント・オパール(プレパレート)、拡大鏡と香善寺地下式横穴墓出土鉄剣(蠅のサナギ痕跡)

赤外線カメラや顕微鏡・拡大鏡などの機器を利用し、肉眼で見えづらい資料の観察方法について紹介した。  
(橋本)

#### (5) 通年企画展示

「帰ってきた遺物たち～令和4年度京都国立博物館考古資料相互交換展示～」

京都国立博物館との「相互交換展示」をコレクションギャラリー展I終了後も通年展示として、場所を変えて2月28日まで行った。



写真6 通年企画展示

#### (6) Kid's 考古学新聞コンクール 2022「全国巡回展」

特定非営利活動法人むきばんだ応援団が運営するWEBサイト「全国子ども考古学教室 kids-kouko.com」を見て、感じたことや興味を持ったこと、調べたみたいことを新聞にまとめる壁新聞コンクール「第2回 kid's 考古学新聞コンクール」(主催: Kid's 考古学研究所)の入賞作品ほか全31点を5月18日(水)から6月19日(日)1階エントランスホールにて展示した。そのうち本県延岡市の小学生の作品3点も展示した。(日高)

#### (7)「廣瀬嘉昭写真展 ちょっと昔の風景 ～高千穂・西米良・都城盆地～」

都城市在住の写真家である廣瀬嘉昭氏の写真パネル展示を、1階エントランスホールを会場として4月20日から5月15日まで開催した。廣瀬氏には、令和2年度の国際交流展図録のポスター等に西米良の狩猟に関連した写真を提供して頂いていたが、今回の展示では高千穂と都城盆地も対象地域に加え、昭和30年代後半から50年代にかけて廣瀬氏がフィルムにおさめてきた写真24点を展示した。(松本)

## 4 教育普及

2021(令和4)年度は、講演会2回が予定どおり実施できた。講座については12回の計画のところ、台風の影響により11回実施となった。

### (1) 生涯学習の一環としての教育普及活動

#### ①古代生活体験館の体験講座

古代生活体験館は、西都原考古博物館に先行して1997(平成9)年に県総合博物館の附属施設として設置された。古代人の生活を一部なりとも実体験することをおして、「自然との共存」「古代人の知恵と工夫」を学ぶとともに、「文化財を大切にしている心情や態度」を培うことを目的としている。2022(令和4)年度は、年間7,652名が古代生活体験館を訪れ、それらのうち5,364名が体験活動を行った。

講座の内容としては、粘土を用いた土器・埴輪づくり、滑石を加工する勾玉づくり、アンギン編みによるコースターづくり、弓錐式の火起こし、ガラスを熱して加工する蜻蛉玉づくり、低融合金を鋳型に流し込んで作るミニ鏡づくりなどの体験メニューがあるが、一昨年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、短時間で体験できる滑石を加工する勾玉づくりに限定して行ってきた。10月より感染状況の緩和と感染防止対策の徹底により、粘土を用いた土器・埴輪づくり、火起こし体験を再開した。

#### ②講演会

2022(令和4)年7月24日に当館ホールにおいて、特別展関連講演会「飛び道具の考古学～狩猟と戦闘をめぐる人類史」を開催した。講演会では、藤原哲氏(千葉県松戸市立博物館)に講師を依頼した。講演会は、古今東西の事例を引き、人類にとって戦闘とは何か、そこに飛び道具はどのように関与したのかを、考古資料から読み解く内容となった(参加者28名)。

また、10月29日に当館ホールにおいて実施した国際交流展関連の講演会「古代の九州南部とアジアを結ぶウルチ米蒸調理の展開」では、久保田慎二熊本大学大学院准教授・長友朋子立命館大学教授ならびに小林正史北陸学院大学教授のお三方を招聘し、アジア的視点からみたウルチ米・モチ米調理法とその調理施設の展開、古墳時代九州南部に導入されたカマドとウルチ米蒸調理の歴史的意義について、御講演いただいた。中国大陸・朝鮮半島・日本列島における米調理の様相とその変遷過程という、最新の研究成果が網羅的に示された初めての講演会であり、食生活からみた古墳時代九州南部の歴史的個性について、現時点での総括と今後の論点整理も示された(参加者42名)。(松本・今塩屋)

### ③考古博講座

実施日	演 題	講 師	聴講者数
5月28日(土)	西都原古墳群の歴史を振り返る	本館 日高 広人	41名
8月20日(土)	飛び道具の技術文化史 ー旧石器時代から西南戦争までー	本館 松本 茂	12名
11月19日(土)	古墳時代南部九州の台所事情	神戸市文化スポーツ局文化財課 松島 隆介	38名
2月11日(土・祝)	“冷たく”も“熱い” 宮崎の弥生文化	本館 加藤 徹	29名
3月11日(土)	西都原古墳群を歩く	本館 橋本 英俊	18名

### ④体験・実験講座

実施日	講座名	参加者数	実施日	講座名	参加者数
6月5日(日)	埴輪を作る	10名	10月23日(日)	米を炊く・蒸す	13名
7月30日(土)	考古学って楽しい! (小中学生対象)	中止	12月4日(日)	ミニチュア土器を作る	10名
8月28日(日)	弓矢で的をねらう	15名	2月19日(日)	弥生土器を作る	13名
9月25日(日)	アカネ色に染める	9名			

### ⑤その他の講座・現地説明会等

「考古学って楽しい！」(小・中学生対象、考古博物館少年団と合同、7月30日)は、台風接近のため中止した。

「西都原古墳群を歩く」は、本年度、発掘調査を実施した第3支群内の滅失古墳2基を中心に周辺の古墳を巡りながら説明を行い、復元整備工事を開始した西都原265号墳(船塚)の状況も遠望しながら確認した。

### ⑥考古博物館少年団

小学生30名・中学生3名が、年間を通して古代生活体験を中心とした活動を行った。本年度は6月から2月の期間に9回計画した。台風の接近や雨天の影響を受けて3回中止となり、6回実施した。

	実施日	活動内容
第1回	6月26日(日)	結団式・博物館内見学
第2回	7月30日(土)	(中止) 石器作り
第3回	8月14日(日)	まが玉作り
第4回	9月19日(月)	(中止) 貝殻アクセサリ作り
第5回	10月16日(日)	火起こし体験
第6回	11月20日(日)	貝殻アクセサリ作り
第7回	12月11日(日)	土器作り(成形)
第8回	1月14日(土)	(中止) 土器作り(焼成)
第9回	2月26日(日)	1年の振り返り/解団式



写真7 2022年度考古博物館少年団

## (2) 学校教育との連携

### ① 学校教育への支援

学校団体（小・中・高校）の来館時、展示室見学前に当館の展示物や西都原古墳群についてスライドショーで概要説明を行っている。また、英語弁論大会や教育研究会等の会場としてホールを貸し出している。

### ② 職場体験・インターンシップ等

#### ・学芸員課程博物館実習

学芸員資格取得を希望する大学生を対象に、博物館実習の受け入れを行っている。

期間：9月21日（水）～25日（日）

実習生：沖縄県立芸術大学美術工芸学部3年1名、南九州大学環境園芸学部4年2名

#### ・県庁インターンシップ

例年、宮崎県が県内の大学生を対象に実施しているインターンシップ実習生を受け入れている。

期間：8月25日（木）

実習生：埼玉大学教育学部3年1名、宮崎公立大学人文学部3年1名、宮崎産業経営大学法学部3年1名

#### ・国立都城工業高等専門学校生のインターンシップ

期間：9月21日（水）～22日（木）

実習生：国立都城工業高等専門学校専攻科1年1名

#### ・県立妻高等学校生の職場実習

期間：5月～11月の毎週金曜日 14:00～15:00

実習生：宮崎県立妻高等学校情報ビジネスフロンティア科3年4名

#### ・県立佐土原高等学校生のインターンシップ

期間：10月26日（水）～28日（金）

実習生：宮崎県立佐土原高等学校産業デザイン科2年5名

#### ・県立妻高等学校生のインターンシップ

期間：12月6日（火）～8日（木）

実習生：宮崎県立妻高等学校情報ビジネスフロンティア科1年3名

#### ・博物館見学

九州保健福祉大学の博物館学芸員養成の一環として行われる施設見学を当館で実施した。

期間：10月22日（土）

参加人数：学生6名、教員2名

### ③ 県立児湯るびなす支援学校の作品展

令和5年3月2日から5月31日（翌年度）まで、児湯るびなす支援学校の主催により「第4回るびなすアート・フェス～児湯るびなす支援学校作品展～」を本館エントランスホールで開催した。多くの作品が展示・陳列され、会期中6,326名（3月31日まで）の見学者が訪れた。



写真8 るびなすアートフェス

## 5 情報発信

各種媒体を用いて当館の活動について発信し、一人でも多くの方に来館し、体験していただくように活動を行っている。ただし、徐々に緩和されたとはいえ、新型コロナによって移動等を控える傾向があり、館外に出向いての周知・広報活動は制限をかけた面があった。主な取組の内容は下記のとおりである。

### (1) 広報活動

報道機関への当館活動についての情報提供は、特別展等の展示会関連で5回、講演会・考古博講座、体験・実験講座に関して9回、考古博少年団の募集について1回、館に関するお知らせを4回行った。

#### ① 様々な広報媒体を使つての情報発信

当館HPやSNS（Facebook）を活用して当館の活動内容を発信したほか、幅広い媒体で当館が紹介されることを目指して、雑誌やテレビの取材への協力を行った。

#### ② 観光事業団体等との連携による情報発信

・大型商業施設イオン宮崎でのポスター掲示

特別展の告知のため、8月2日（火）～9日（火）の8日間、国際交流展の告知のため10月4日（火）～12日（水）9日間、ショッピングモール内のイートインスペースにポスターを掲示し、チラシと当館オリジナル缶バッチの配布を行った。

### (2) 博物館ホームページ等

博物館ホームページについては、年間通して70回更新し、館行事の告知や諸連絡を行った。その他、当館のFacebookページを年87回更新し、館行事の案内に加え、速報的に展示会や講座等の紹介や準備の様子を掲載し、当館の活動を知っていただく機会とした。

なお、ホームページのアクセス数は、「年間総ヒット数」2,356,574件、「総ページビュー数」185,479件、「総訪問者数」104,819件で、総ページビュー数は昨年度より減少したが、総訪問者数は過去8年間で最高を記録した。当サイトを訪れたユーザー数である訪問者数で月別の動向を比較すると、2022（令和4）年4月、5月、7月は昨年度を下回ったものの、それ以外の月は昨年度を上回り、特に10、11、12、3月は過去5年の比較でも最も多い数値であった。確たる理由は不明であるが、国際交流展等の展示会やコスモス、菜の花・桜等の花の時期にアクセス数が増加していることから、新型コロナの感染者数の落ち着きにあわせて外出を計画する方々の行動に反映されたものも一因と考えられる。

## 6 館運営

### (1) 県民等からの意見の反映

2022（令和4）年度に来館者、講座等参加者に記入をお願いしたアンケートについては、「来館者アンケート」388件、学校団体からの回答が18件、講演会（4回）、展示会関連講座（2回）参加者からの回答が127件、考古博講座・体験講座（7回）の参加者からの回答が86件で、回答総計は619件であった。年度内に「アンケート強化月間」を実施して回収数増加に力を入れたが、回答数は設定した目標に及ばなかった。

なお、アンケートの集計結果についての詳細は、別頁の資料2で提示する。（後藤）

### (2) 県民等との協働

#### ① 「NPO法人 i さいと」の活動概要

2019年末に発見された新型コロナウイルス感染症は、ここ西都原考古博物館（以下博物館とする）にも大きな影響を与え続けた。今年度は感染者数も徐々に減り、夏以降館内のガイド活動

再開に安堵したが、まだまだ感染の不安を抱いているボランティアも少なくないと感じる1年だった。

県域を越えての移動制限が解除された後、展示室でガイドが来館者に声をかけると「大阪から来ました」「東京からです」という返事が多く聞かれ「今後どんな人が来館するのか事前に教えてほしい」と、ガイドするうえで「感染が怖い」というボランティアの本音も見え隠れしたようだった。同時に社会活動の制限が緩やかになり、十分に注意してもコロナウイルスに感染されたボランティアも少なくなかった。その影響は想像以上に大きく、「ガイドすることで感染するのが怖い」→「自分が苦しむのは嫌だ」→「知らないうちに誰かにうつしてしまうかも」→「感染したことにより行動がとがめられてしまう、だから行きたくない」→「じっとしているしかない」→「人と話さない」→「何もやる気が起きない」といった負の連鎖で、どうにもならない無気力感に襲われた方も出てきた。博物館に行けなくなるまで追い詰められた方もいた。ボランティアは高齢の方が多くこの3年の外出抑制期間で、さらに年齢を重ね、活動の低下による身体不調やメンタルヘルスの影響は思ったより大きいとあらためて感じた1年となった。

—ボランティアひとりひとりに何度も声掛けし、寄り添い丁寧な対応を行った—

事務局はボランティア個々人が持つ様々な不安を軽減し、モチベーションをいかにあげるかの命題に苦慮した一年だった。コロナ禍に集う「場」が少なくなったことが不安の要因の一つになったと考え、登録している全ボランティア一人ひとりに電話による声かけを行った。「楽しかった館外研修の思い出話」「古墳群に咲いている花の話」などコロナ感染以外の話題に終始した。ボランティアは博物館と繋がっていることを感じられ「電話をかけてくれてありがとう」と、とても喜ばれていた。その結果、定期研修会に参加される方が徐々に増え、研修後もボランティア室で和やかな時間を過ごされていた。「やっぱり出てこんどだめやね、久しぶりに楽しかった。」と感想を述べられ、来館した時とは違うすっきりした顔で帰られていた。ウイズコロナに高齢者が慣れることは簡単なことではないとあらためて感じつつ、できる事を一歩ずつ行なった1年だった。

団体受付予約ではガイド再開時期についての問い合わせが多かった。博物館はボランティアの気持ちを第一優先とされ、再開の時期は役員会（西都原ボランティア協議会）に任せられた。感染者数が減った夏、役員会と博物館で予約受付のみのガイド活動を再開することが決議された。博物館から換気などの感染対策を十分に行う説明がなされ、少しずつボランティアが戻ってきた。また、古代生活体験館で体験できるメニューも増え、体験館講師補助として活動するボランティアも増え少しずつ日常を取り戻す一年となった。ただコロナ前と違い1時間当たりの館内の滞在人数制限があり、学年やクラス別でなく人数で分けるなど、今までとは違う予約受付になった。事務局は学校担当者や旅行社とのやり取りの回数が増え、あわせて当日団体キャンセル（コロナ感染発症）も多く、博物館との直前の打ち合わせや体験館等の対応が非常に大変な1年だった。

その中、支援学校等の積極的な受け入れにより、正面玄関までバスが乗り入れ可能となり、車いすを使う支援の必要な子ども達からいろんなことを学んだ。ユニバーサルデザインをうたっている館で活躍するガイドさんの学びや気づきの場につながった。

「博物館から飛び出す講座」は好評で、「宮崎の中世の山城に学ぶ」講座は一般の参加者も多く、今年は木城町教育委員会や宮崎市文化財課の職員の力添えで考古の楽しさが体感できる講

座となった。特筆すべきはいくつかの自治体で「山城」に関する講座開催が実施されるなど、山城講座のパイオニアの役を担ったと考えている。さらに学ぶ楽しさの提供『いっしょに学ぶ考古学ゼミナール』の連続講座を新しい企画とした。博物館学芸普及員のコーディネートにより武末純一氏（奴国の丘歴史資料館名誉館長）を紹介していただき、考古を学ぶ楽しさやこれからの博物館でのガイド（市民）の役目を改めて気付ける講座を目指した。この講座をつなげる目的も含め「奴国と伊都国」を研修地に選び、3年ぶりにボランティア館外一泊研修を実施した。ボランティアの体力面を考慮し初めて飛行機（宮崎⇄福岡）での移動も行った。今回『いっしょに学ぶ考古学ゼミナール』の講師である武末純一氏が2日間コーディネーターとして同行され、学芸普及員と館長が同行されるなど、ボランティアにとって3年ぶりのサプライズ1泊研修となった。交流会は大いに盛り上がり親睦を深め皆さんの笑顔が戻った研修になった。

ここ一年多くなってきた個人予約ガイド依頼。ボランティアの数も限られるので音声ガイドを活用できるように博物館のアプリ活用の講座を開催した。まずボランティア自身の携帯に博物館のアプリをインストールし音声ガイドを聞く体験を行った。来館者がこのアプリを活用することで、ガイド予約対応ができないときの代替となり博物館の満足度があがる感じた。このアプリは複数言語に対応しているので、外国人の来館者への展示室ガイドとして活用できると期待した。ボランティアには来館者の展示室滞在時間や興味度合いによる順路の提示などの確なアドバイスを行うなど伝えると同時に博物館の魅力を伝えるガイドへ進化させたいと考えている。

来年度は開館20周年を迎える。これから先20年後を見据え、開かれた博物館として、誰に向けてどんな事を共有し、何を感じ取ってもらいたいのか？そのためにはどんな方法が適切か、今後ボランティア研修等を企画する中で活動の根幹に立ち返りながら「博物館（県）」、「ボランティア（西都原ボランティア協議会）」、そして「NPO（iさいと）」の三者が協働して博物館の活動や運営にあたることの意味を改めて考えていきたい。人と博物館をつなぎ、考古学を通して人びとが関わり合う機会をどのように作っていけるのか、運営支援として考え動いていきたい。

## ② 運営業務の内容及び成果

### ・ コーディネート業務

#### 運営支援業務の企画作成及び運営

常勤スタッフ1～2名、非常勤スタッフ5名を配置し、随時運営支援業務を行った。今年度は8月から常勤スタッフが入れ替わり新体制で業務を行った。また当法人の本部スタッフが随時事業の実施サポートを行った。ただコロナの重症化が減ったとはいえ、ボランティアは高齢の方が多く重症化リスクも高いと言われている中、コロナ前とは違いガイドを積極的に受ける方が少なく個別の声掛け等丁寧な対応を行った。宮崎県は医療警報感染警戒圏域オレンジ色が続き、開館続ける館と緊密に連絡を取りながら、展示室・体験館等の人数制限をクリアできる団体予約のプログラム作りに対応する運営支援事業運営となった。ボランティアの研修計画や体験館プログラムなど、年度当初に館と協議しボランティアの意見も反映し企画作成した。

西都原ボランティア協議会（以下、協議会と称する）の運営は、行動制限は解除されたものの、身近な人がコロナ感染し、自分自身も罹患するのではというボランティアの不安を和らげることに、心に寄り添うことに心がけた。月1回の世話役会では事務局として参加し、役員の疑問に丁寧に対応した。協議会の活動や、経理業務等の支援を行い、協議会が独自に行う企画や活動において館とボランティアのコーディネートをい事業運営の推進を図った。あわせて館

の方針も常に共有する場とした。

### ボランティアガイドの募集（随時）と配置

ボランティア募集に関しては、まず年度初めにガイド活動を行っているボランティアスタッフに募集パンフレットを複数枚ずつ配布し、ガイド自身の口コミで広がる活動につなげた。

館内ではパンフレットを来館者の目に留まるところに置き、エレベーター内にも掲示を行っていただいた。また館内外で開催される講演会や西都原連絡会の会員に配布・案内の協力を依頼した。また西都原公園管理を受託している（一財）みやざき公園協会の協力で公園内のトイレなどに設置した。当法人や協力団体が運営する各種公共施設（宮崎県 NP0・協働支援センター、宮崎市民活動センター、宮崎市観光協会等）やその他施設における講座等の会場においても随時募集案内、配布を行ってきた。

加えて、当法人が運営する1階ミュージアムショップにおいて、ボランティアの活動や過去の館外研修の様相を収めた映像を流して来館者に対する動画案内も実施し、多くの方が足を止め興味を持たれていた。他に当法人のインスタグラムや Facebook など SNS を活用し各種講座・イベントの告知と併せてボランティア募集を行った。今年は友の会からボランティア登録をされた方と、西都原に遊びに来てボランティア活動してみたい、市社協のボランティア募集を見て興味がある、i ターンの方が地元宮崎の地域のことを知りたいという理由から数名の入会につながった。

### ボランティアガイド研修

※今年度実施実績

研修内容	実施回数
館内展示解説研修（ギャラリー展含む）	10回
ボランティアガイド交流会	2回
一般研修・講座	10回
館外研修	2回
館主催の講座・講演会への参加・協力	14回



写真 9～12 ボランティアガイド研修の様子

ボランティアの研修については、展示会ごとに行う展示解説研修をはじめ、博物館から飛び出す講座等を加え計 10 回の講座を実施した。今年度は日帰り館外研修とあわせて宿泊研修を 3 年ぶりに開催できた。実施するにあたり館と話し合いを重ね、これからの博物館でのガイド（市民）の役目を改めて気付ける研修を目指した。

宿泊研修は福岡の「奴国と伊都国」を研修地を選び、ボランティアの体力面を考慮し初めて飛行機（宮崎⇄福岡）での移動を行った。今回『いっしょに学ぶ考古学ゼミナール』の講師であ

る武末純一氏が2日間コーディネーターとして同行され、学芸普及員と博物館の歴代館長で初めて館長が研修に参加されるなど、ボランティアにとってサプライズがたくさん詰まった1泊研修となった。交流会は大いに盛り上がり親睦を深める研修となった。

日帰り研修は川南・持田古墳を巡った。県埋蔵文化財センターの職員がコーディネーターとして同行された。持田古墳群最大の1号墳に全員で登りから解説を受け、そこから見える風景と古墳の大きさや前後の高低差を体感した。そのほかの15号墳や48号墳など他4か所の古墳にも上ることで、いつの年代の古墳なのかわかる解説などガイドにとって学びが多い研修になった。今年度はさらに新たな企画として5年連続講座「市民の考古学講座(入門編)いっしょに学ぶ考古学ゼミナール」の第一回目を開催した。

防災訓練は今年度2回実施されボランティアに参加を呼びかけ実施した。1回目は3階の脱出袋を実際降ろして手順の確認を行った。2回目は展示室の照明を落として暗闇のなかでの避難を体験した。階段が多数ある展示室では足元を確認できる懐中電灯の灯りが必要なこと、常時職員がいない展示室でのお客様の誘導と自身の避難方法などNPOや職員との連携を考える機会となった。消防署救急隊員から実際災害現場の話聞き、防災・減災に関する知識や災害との向き合い方を共有する場となった。

#### **ボランティア協議会事務局運営**

西都原ボランティア協議会(以下、協議会と称する)が定期的実施する行事(総会、交流会、忘年会など)の実施にあたり、年度初めに世話役会にて今年度の活動方針や活動計画を決めた。今年度の協議会の運営は、引き続き新型コロナ感染拡大の影響でボランティアの対応等を考える1年でした。ボランティア室には、館側からアクリルパーテーションを貸していただき、換気に気を付け協議・検討・共有等が計12回開催できた。世話役会の開催前に協議事項やそれに伴う資料等の準備し、世話役会では事務局はファシリテーター役を行った。世話役会では、研修・講座の開催予定などをはじめ、今年度はガイド活動再開時期について議論した。そのほかボランティアからは保険についての確認もあり、保険会社や社協へボランティア保険について確認するなどコーディネートをを行った。なお世話役会の内容は、毎月発送する「お知らせ」の中で発信した。ボランティアからの提案などは博物館の定例会で必要に応じて伝達し館内協議をしていただいた。

コロナ前は年度初めの協議会総会后、館の新任職員を茶話会に招待し交流会を実施していたが、館の方針で飲食を伴う会食等は中止となり、今年度は4月実施の企画展解説研修時に新館長が挨拶され、夏は副館長より「ボランティアガイドと皆さまと共に歩んでいくために」と題して講座を開催されるなど館との交流を行った。冬の忘年会はボランティアが企画から運営まで楽しみ関わるイベントだが、館より不参加の連絡が入り、協議会として食事なし・換気が良いホールで「一年を振り返る会」として企画したが、全ボランティアにアンケートを取ったところ、大人数での飲食に不安を感じるなどの意見と協議会が決めた参加者数に満たなかったのが今年も3年連続で中止とした。

ボランティアの気持ちを第一優先とし、無理をせず寄り添う事務局運営となった。

#### **・博物館友の会会員募集及び企画作成**

##### **西都原考古博物館友の会会員募集**

友の会会員募集については、募集チラシの作成・配布はもちろん、館内外の施設での掲示及び設置や、開催される各種の講座・講演、会合等の場での案内も行った。また、会員向けに年4回発行している「友の会ニュースレター」では、博物館職員から寄稿してもらうなど内容の充実を図り会員から好評を得ている。

##### **西都原考古博物館友の会事業**

会員特典としてミュージアムショップでの割引販売を継続実施し書籍等たいへん好評をい

ただいている。また、会員向けの「友の会ニュースレター」を今年度においても年4回発行し、博物館主催の講座等の案内とともに送付した。

#### オリジナル年間スケジュール手帳の作成と配布

「オリジナル年間スケジュール手帳」を作成して配布した。この手帳は、友の会会員だけでなく、ボランティアガイドや博物館職員、関係者へも配布した。

#### 西都原考古博物館友の会会員研修会への参加

友の会会員特典の一つとして、本来はボランティアのみを対象とした各種研修参加案内を行った。

#### 団体受付及び団体受入れ計画案の作成

団体受付については、事前に電話やFAXでの(利用申込書による)申込みを受領した後に、内容等をチェックして受付確認書を発行、もしくは電話での確認を行うことで最終受付とした。

申込内容を確認した後、各ボランティアから提出された月間活動希望シートに基づいて作成した活動予定カレンダーを参考にしながら案内担当のボランティア配置を行った。今年度は原則、一般の団体案内ガイドはボランティアの感染予防のため中止となったが修学旅行等で小中学校が来館した時の見守り活動として配置した。以上の結果については、団体予約予定表にまとめて毎週の定例会で発表し、博物館と情報を共有するとともに、必要に応じて協議を行った。また、事務室、ボランティア室のホワイトボードにも予約状況を書き出し、誰でもが確認・共有できるようにしている。

#### ・講座体験活動の運営補助、材料発注及び購入

講座体験活動の運営補助として、古代生活体験館指導員の補助活動と、講座体験活動に必要な材料確保を行った。その他、体験館における日常の業務としては、毎日の売上の集計。月末には材料の在庫数量の確認(棚卸)を行った。

また、体験館指導員、古代生活体験館担当学芸員と協議して材料の発注・購入及び団体受入れを行った。

2022(令和4)年度 団体予約件数年度合計

	団体予約件数	予約人数	博物館見学 予約件数	古墳群見学 予約件数	体験館 予約件数
予約総数	261	10,382	235	163	69
(うち県外)	(88)	(1,795)	(100)	(73)	(2)
実績	208	7,543	193	131	51
キャンセル	53	2,839	42	32	18

	学校種別					学校 関係	保育園 幼稚園 学童	生涯 学習 福祉 関係	観光 関係	官公庁 関係	その他 (個人等)	総計
	小学校	中学校	高校	専修 学校 大学	支援 学校 その他							
予約件数	95	9	4	3	5	116	8	13	89	4	31	261
(うち県外)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(3)	(1)	(1)	(73)	(0)	(10)	(88)
実績	57	9	4	2	5	77	8	12	81	4	26	208
キャンセル	38	0	0	1	0	39	0	1	8	0	5	53
予約人数	5746	1020	439	111	222	7538	158	219	1869	41	557	10,382
(うち県外)	(0)	(93)	(320)	(0)	(0)	(413)	(28)	(17)	(1216)	(0)	(121)	(1,795)
実績	3273	1020	439	61	222	5015	158	196	1696	41	437	7,543
キャンセル	2473	0	0	50	0	2523	0	23	173	0	120	2,839

	小学校	中学校	高校	合計
修学旅行	47	0	2	49

### 2022年(令和4)年度 i さいと事業概要

実施日	実施・開催項目	参加人数
7月30日	博物館から飛び出す講座 Vol.1 「飛び道具の考古学～狩猟と戦争を巡る人類史～」 講師：松本主査	14名 オンライン8名
10月15日	博物館から飛び出す講座 Vol.2 古墳時代の「台所革命」と東アジア～美味なるごはんの考古学～ 講師：今塩屋主査	18名 オンライン7名
10月16日	博物館から飛び出す講座（中世の山城に学ぶ）：講座 大友氏の拠点 豊後府内 講師：五十川雄也氏（大分市教育委員会文化財課）	22名 オンライン22名
11月13日	市民の考古学講座（入門編） 講師：武末純一氏（奴国の丘歴史資料館名誉館長）	18名
12月4日	博物館から飛び出す講座（中世の山城に学ぶ）：フィールド 高城 講師：白岩修氏（木城町教育委員会）	17名
1月21日	博物館から飛び出す講座（中世の山城に学ぶ）：フィールド 宮崎城 講師：吉本副館長、竹中克繁（宮崎市教育委員会文化財課）	19名

(i さいと 井上)

### (3) 職員の資質向上

県の各機関が実施する研修会等については、オンライン方式での開催（対面との併用も含む）と共有フォルダ内のデータ視聴による方式で行われており、

館内での研修については、7月と12月にコンプライアンス関連研修、3月に様々な人権問題についての研修を行った。危機管理研修については次項で触れる。

### (4) 危機管理体制の強化

7月に危機管理に関する館内研修を実施し、危機管理マニュアルの確認を行い、発生する可能性のある危機への心構えと対処について職員全員で考える機会とした。また、同日に救命訓練の一環として、3年ぶりに対面で心肺蘇生法の実技訓練を行った。

さらに、7月と3月に地震及び火災発生等の有事の際に、来館者・職員等が無事に避難できるように、通報・初期消火・避難誘導の訓練を実施した。(吉本)

### (5) 施設・設備の管理

施設・設備の保守業務等は、警備業務、清掃業務、空調自動制御機器保守業務、環境整備業務など年間30件以上におよぶ契約を外部に委託し、維持管理に努めた。

本館は開館から19年が経過しており、施設・設備の老朽化が進み、更新時期を迎えているものもあるため、計画的な修繕・改修に努めた。小規模な修繕については予算の範囲内でその都度行ったが、大規模な修繕については膨大な予算を伴うため関係機関と協議しながら、修繕・改修を行っている。令和4年度は、給水ポンプ、消防設備、空調機器、遺構保存覆屋屋根等の

修繕を実施した。

(甲斐)

## 7 資料その他

### (1) 職員の研究・活動等記録

日高 広人 (考古学)

#### ① 講演・学会発表等

- ・「西都原古墳群の歴史を振り返る」『令和4年度企画展Ⅰ 関連講座』 2022(令和4)年5月28日

#### ② 著書・論文等

- ・「宮崎県西都市実験水田からの報告」(松本茂との共著)『人類史集報』第16号 2022(令和4)年11月
- ・「【資料紹介】パンフレットからみた昭和初期の観光と文化財保護」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号 2023年3月
- ・「南部九州古墳時代における米蒸し調理の復元的実験に向けて(2)-体験講座「米を炊く・蒸す」の結果から-」(今塩屋毅行・後藤清隆との共著)『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号 2023年3月

#### ③ その他

- ・宮崎考古学会会員

橋本 英俊 (考古学)

#### ② 著書・論文等

- ・「【資料紹介】西都原265号墳出土の須恵器2点」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号 2023年3月
- ・「特別史跡西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書(XXV)」(今塩屋毅行との共著)宮崎県教育委員会 2023年3月

#### ③ その他

- ・南九州城郭談話会会員
- ・日本文化財科学会会員
- ・宮崎考古学会員
- ・宮崎縄文研究会会員

今塩屋毅行 (考古学)

#### ① 講演・学会発表等

- ・「日向における古墳時代後期の集落と古墳」『集落と古墳の動態Ⅲ-古墳時代中期末～古墳時代後期-』第23回九州前方後円墳研究会福岡大会 於：行橋市歴史資料館(オンライン配信) 2022(令和4)年9月4日
- ・「古墳時代の台所革命と東アジア」博物館から飛び出す講座 Vol.2 於：KITEN ビル3階 2022(令和4)年10月15日
- ・「日向国における古代集落の動態」2022年度宮崎考古学会研究会『東南部九州における古代集落の動向』於：KITEN ビル3階 2022(令和4)年11月5日

#### ② 著書・論文等

- ・「日向における古墳時代後期の集落と古墳」『集落と古墳の動態Ⅲ-古墳時代中期末～古墳時代後期-』第23回九州前方後円墳研究会福岡大会発表資料集 2022(令和4)年9月

- ・（編著）『古墳時代の「台所革命」と東アジア～美味なる“ごはん”の考古学～』令和4年度国際交流展展示図録 2022（令和4）年10月
- ・「南部九州古墳時代における米蒸し調理の復元的実験に向けて（2）-体験講座「米を炊く・蒸す」の結果から-」（日高広人・後藤清隆との共著）『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号 2023年3月

③その他

- ・日本考古学協会会員
- ・九州考古学会会員
- ・宮崎考古学会会員
- ・科学研究費助成事業「和食の成立過程の解明 湯取り炊飯法からウルチ米蒸しへの転換過程（基盤研究（B）研究代表者 小林正史北陸学院大学教授）
- ・科学研究費助成事業「出ユーラシアの総合的人類史学-文明創出メカニズムの解明-」（新学術領域研究 事務局 中尾央南山大学准教授）

松本 茂（考古学）

① 発表・講演等

- ・「宮崎からの報告～実験水田の紹介、イノシシ類下顎骨懸架～」水田稲作技術比較研究プロジェクト オンライン研究会 2022（令和4）年4月12日
- ・「九州山地のイノシシ狩猟～特に下顎骨の扱いに着目して～」『令和4年度宮崎民俗学会総会・研究発表会』講演 2022（令和4）年7月17日
- ・「飛び道具の考古学～狩猟と戦闘をめぐる多様なエピソードから～」『2022 博物館から飛び出す講座 Vol.1』 2022（令和4）年7月30日
- ・「飛び道具の技術文化史-旧石器時代から西南戦争まで-」『令和4年度特別展 関連講座』2022（令和4）年8月20日
- ・「宮崎県西都市実験水田からの報告～通年湛水・不耕起多期作・一本刈りと束ね刈り～」『弥生・古墳の水田復元研究会公開シンポジウム 弥生時代の水田稲作と関連生業の形成過程』2022（令和4）年12月18日

② 著書・論文等

- ・「九州における石製狩猟具研究の新展開」第47回九州旧石器文化研究会 宮崎大会開催報告『日本旧石器学会ニュースレター』第50号 2021（令和4）年4月
- ・（編著）『令和4年度特別展 飛び道具の技術文化史 ～旧石器時代から西南戦争まで～』2022（令和4）年7月
- ・「大分県の動向」『九州旧石器』第26号 2022（令和4）年11月
- ・（日高広人との共著）「宮崎県西都市実験水田からの報告」『人類史集報』第16号 2022（令和4）年11月
- ・「通年湛水環境と不耕起多期作-九州南部における水稻農耕の受容を考えるために-」宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号 2023年3月
- ・「始良火山噴火後の九州における石器群の再編と展開-AT・A-Ito 直上石器群の再検討-」『旧石器考古学』第87号 2023年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員
- ・宮崎民俗学会会員
- ・日本考古学協会会員
- ・日本旧石器学会会員

後藤 清隆（教育普及）

①講演・学会発表等

- ・「埴輪の復元品製作実験について」2022 新北市国際考古論壇-古代人形文化探求 於：台湾新北市立十三行博物館（オンライン） 令和4年5月6日

②著書・論文等

- ・「体験・実験講座実践報告－「ガラスの勾玉を作る」「牙玉を作る」「弓矢でのねらう」について－『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号 2023年3月
- ・「南部九州古墳時代における米蒸し調理の復元的実験に向けて（2）-体験講座「米を炊く・蒸す」の結果から-」（今塩屋毅行・日高広人との共著）『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号 2023年3月

加藤 徹（考古学）

①講演・学会発表等

- ・「刀剣が語る巨大古墳の時代」パネリスト 第6回古代歴史文化講演会 於：大阪歴史博物館 2022年10月30日
- ・「“冷たく”も“熱い”宮崎の弥生文化」令和4年度企画展Ⅱ関連講座 於：宮崎県立西都原考古博物館 2023年2月11日

②著書・論文等

- ・古代歴史文化協議会編（宮崎県担当分を執筆）『刀剣—武器から読み解く古代社会—』 2022年10月
- ・「宮崎県の動向」『刀剣が語る巨大古墳の時代』第6回古代歴史講演会資料集 2022年10月
- ・「地下式横穴墓の形態分類試論（2）」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第18号 2023年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員
- ・考古学研究会会員
- ・たたら研究会会員

## （2）刊行物

2022（令和4）年度の当館の刊行物、および当館が編集に携わった報告等は、以下のとおりである。

①図録 特別展『飛び道具の技術文化史～旧石器時代から西南戦争まで～』

2022（令和4）年7月9日刊行 A5版62頁

旧石器時代のナイフ形石器や縄文時代の石鏃、古墳時代の鉄鏃や受傷人骨、鎌倉時代の「てつはう」などの考古資料からひもとく「飛び道具」の歴史をメインテーマとし、長い人類史の中で狩猟や戦闘の意義を考える内容とした。また、コラムでは現代の矢柄作りにおける矢柄研磨器の使用、西都市銀鏡の弓射の慣習など、民俗学的な視点も取り入れた。

②図録 国際交流展『古墳時代の「台所革命」と東アジア～美味なる“ごはん”の考古学～』

2022（令和4）年10月8日刊行 A5版81頁

古墳時代の住居空間に新たに出現した「台所」に着目して、日本列島におけるお米の調理方法とその調理施設の歴史の変遷について、通史的に取り上げた。特に、カマドでお米を蒸すと調理方法からみた、朝鮮半島と九州南部との歴史的・文化的つながりについて、朝鮮半島や日本列島各地の渡来人に関わる遺跡とその出土品を通じた解説と紹介をおこなった。

- ③『特別史跡西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（XXV）』  
2023（令和5）年3月 宮崎県教育委員会刊行 A4版8頁  
宮崎県教育委員会が文化庁の補助を受けて、実施した西都原古墳群第3支群滅失古墳2基の確認調査、西都原265号墳（船塚）の保存整備についての概要報告書である。
- ④『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第19号  
2023（令和5）年3月31日刊行 A4版80頁  
当館の職員による研究成果の公開と周知を目的として刊行している。当該年度は論考等8本を所収した。掲載論文等のタイトルは下記のとおり。

加藤 徹  
地下式横穴墓の形態分類試論（2）

橋本 英俊  
【資料紹介】西都原265号墳出土の須恵器2点

吉本 正典・田中 祐紀  
宮崎市佐土原町出土の熨斗瓦－資料の紹介と歴史的背景－

今塩屋毅行・日高 広人・後藤 清隆  
南部九州古墳時代における米蒸し調理の復元的実験に向けて（2）  
－体験講座「米を炊く・蒸す」の結果から－

松本 茂  
通年湛水環境と不耕起多期作  
－九州南部における水稻農耕の受容を考えるために－

後藤 清隆  
体験・実験講座実践報告  
－「ガラスの勾玉を作る」「牙玉を作る」「弓矢的をねらう」について－

日高 広人  
【資料紹介】パンフレットからみた昭和初期の観光と文化財保護

初木 郁朗  
【史料紹介】「古墳古物等取締規則」（明治二十五年宮崎県令第六二号）関係文書

## 【資料2】2022（令和4）年度 本館来館者アンケート集計結果

- 1 集計結果 2022年4月～2023年3月  
 2 回答数 本館展示室への来館者348名（うちQRコード読み取りでの回答40名）  
 3 結果 表の上段は実数、下段は割合（％）※割合は小数点第一位まで、以下四捨五入  
 （1）年齢

10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	無記入	合計
45	82	33	25	37	46	116	4	388
11.6%	21.1%	8.5%	6.4%	9.5%	11.9%	29.9%	1.0%	100%

### （2）来館者居住地

県内	県外	国外	無記入	合計
230	145	2	11	388
59.3%	37.4%	0.5%	2.8%	100%

\*国外はアメリカ、フランス

### 居住地内訳①県内

西都市	宮崎市	延岡市	日向市	都城市	日南市	串間市	小林市	えびの市	西臼杵郡	
36	107	15	5	16	3	0	4	1	1	
15.7%	46.5%	6.5%	2.2%	7.0%	1.3%	0%	1.7%	0.4%	0.4%	
東臼杵郡	東諸県郡	都農町	川南町	高鍋町	新富町	児湯郡	北諸県郡	西諸県郡	記入なし	県内計
4	4	4	4	9	6	0	3	2	6	230
1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	3.9%	2.6%	0%	1.3%	0.9%	2.6%	100%

\*比率は「県内計」が分母

### 居住地内訳②県外（九州・山口）

山口県	福岡県	長崎県	佐賀県	大分県	熊本県	鹿児島県	沖縄県	小計
0	17	7	3	6	6	7	0	46
0%	11.7%	4.8%	2.1%	4.1%	4.1%	4.8%	0%	31.7%

\*比率は「県外計」が分母

### 居住地内訳③県外（北海道、山口を除く本州・四国）

北海道	東北地方	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	関東地方	大阪府	京都府	兵庫県
3	1	21	13	8	5	5	12	8	5
2.1%	0.7%	14.5%	9.0%	5.5%	3.4%	3.4%	8.3%	5.5%	3.4%
近畿地方	北陸・甲信地方	愛知県	東海地方	広島県	中国地方	四国地方	不明	小計	県外計
1	3	1	0	5	0	1	7	99	145
0.7%	2.1%	0.7%	0%	3.4%	0%	0.7%	4.8%	68.3%	100%

\*比率は「県外計」が分母

### （3）来館回数

初めて	2回目	3回目	4回目	5～10回	10回以上	無記入	合計
214	49	25	21	31	46	2	388
55.2%	12.6%	6.4%	5.4%	8.0%	11.9%	0.5%	100%

### （4）来館目的やきっかけ（複数回答あり）

観光	学習	通りがかり	旅行	展示会	その他	合計
190	101	52	6	31	52	432
44.0%	23.4%	12.0%	1.4%	7.2%	12.0%	100%

\*その他…移住/スタンプラリー/ボランティアガイドのおすすめ/はにわコンクール

(5) 博物館を知った媒体（複数回答あり）

新聞	雑誌	TV	ラジオ	ポスター・チラシ	家族	知人	HP	FB	その他	合計
26	26	35	5	36	123	13	48	3	94	455
5.7%	5.7%	7.7%	1.1%	7.9%	27.0%	13.0%	10.5%	0.7%	20.7%	100%

\*その他…インターネット情報/放送大学/地図/スマートフォンの地図アプリ/老人クラブ/車載ナビ/案内看板/ガイドブック

(6) 交通手段

自家用車	タクシー	貸切バス	徒歩	バスとタクシー	バスと徒歩	バイク	自転車	レンタカー	その他・無記入	合計
304	4	16	5	4	8	3	10	29	5	388
78.4%	1.0%	4.1%	1.3%	1.0%	2.1%	0.8%	2.6%	7.5%	1.3%	100%

(7) 滞在時間

30分以内	30分~1時間	1~2時間	2~3時間	3時間以上	未記入	合計
36	177	129	30	8	8	388
9.3%	45.6%	33.2%	7.7%	2.1%	2.1%	100%

(8) 満足度

大いに満足	概ね満足	普通	やや不満	大いに不満	無記入	合計
211	114	30	16	11	6	388
54.4%	29.4%	7.7%	4.1%	2.8%	1.5%	100%

4 分析

(1) サンプル数について

分析対象のサンプル数は388件で、これは2022（令和4）年度の本館入館者数55,743名の約0.7%にあたる。

(2) 分析結果

\*来館者の年齢

10歳未満と10歳代がそれぞれ11.6%、21.1%と、昨年とほぼ同様の数値を示しており、約3割が若年層の利用となっている。60歳以上については、昨年より11.9%増の29.9%となっていることから、新型コロナの影響で外出を控えた方々が外出するようになった中で、特に高齢者の方々が、当館を選んで来館いただいたことを示したと考えられる。

\*来館者の居住地

居住地の県内：県外の比率が約6：4となり、県外の割合が増えていることから、県外旅行者の増加とともに来館者も増加している。

\*博物館を知った媒体

昨年度と比較すると「新聞」の割合だけが増加した。新聞を主たる情報源としている来館者が特に増加していることがわかる。

\*満足度

「大いに満足」「概ね満足」の割合は昨年度より増加したものの、「やや不満」「大いに不満」の割合も増加している。内容としては「展示室の暗さ」「順路不明瞭」が多数を占める。館の特徴を理解していただくことはもちろんだが、注意喚起や表示、必要な照明の設置等改善できる点を実施しているところである。

（後藤）

## IV 関係法規等、その他

### 1 条例、規則等

#### 県立西都原考古博物館条例

(平成15年9月26日 条例第42号)

最終改正 平成16年3月26日条例第26号  
(設置)

第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。

(構成)

第2条 西都原考古博物館は、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
考古博物館	西都市大字三宅字西都原西5670番
西都原古代生活体験館	同

(事業)

第3条 西都原考古博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- (2) 博物館資料に関する展覧会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事業
- (4) 古代の生活様式、技術等の体験に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、西都原考古博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 西都原考古博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第5条 西都原考古博物館の施設又は設備を利用しようとする者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の表に規定する考古博物館に係る第1条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成16年4月16日までの間においては、同条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項」とあるのは、「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」とする。

附則（平成16年3月26日 条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 県立西都原考古博物館管理規則

(平成15年10月31日 教育委員会規則第15号)

最終改正 令和2年2月25日教育委員会規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立西都原考古博物館条例（平成15年宮崎県条例第42号）第6条の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 所掌事務及び職制

(所掌事務)

第2条 西都原考古博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (2) 予算の執行及び決算に関すること。
- (3) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 宮崎県博物館協議会に関すること（西都原考古博物館の運営に関することに限る。ただし、委員の任免を除く。）
- (7) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管、修理及び展示に関すること。
- (8) 博物館資料に関する標本、模写、模型、写真、文献、図表、フィルム等の作成に関すること。
- (9) 博物館資料の利用及び展示品の解説並びにその指導に関すること。
- (10) 展覧会、講習会、体験講座及び研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (11) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (12) 西都原古墳群の専門的な調査研究及び整備に関すること。
- (13) 他の博物館、学校その他の関係機関との協力及び情報交換に関すること。
- (14) 博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (15) その他西都原考古博物館の管理運営に関すること。

(職及び職務)

西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
館長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。
学芸員	上司の命を受けて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他専門的事項を処理する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
参事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副参事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

3 第1項に規定する館長の職は、非常勤とすることができる。

(その他の職)

第4条 前条に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、その他の職員の職として、技術員を置く。

2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

第5条 削除

### 第3章 開館等

(開館時間等)

第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 ホールの開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

3 展示室の入室時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

4 館長は、必要と認めるときは、臨時に前3項の開館時間又は入室時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 西都原考古博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

(2) 休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。)

(3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(4) 特別整理期間(あらかじめ、館長が定めて公示する期間)

2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(入館制限等)

第8条 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒絶することができる。

(1) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱す行為

(2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為

2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。

(2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。

(3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。

(4) 指定する場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。

(5) その他関係条例、規則及び西都原考古博物館の係員の指示に従うこと。

3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

### 第4章 施設の使用

(使用許可)

第9条 次の表の左欄に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、同表の右欄に掲げる提出期限までに施設等使用許可申請書(別記様式第1号)を館長に提出して、使用許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

施設等	提出期限
ホール及びホール設備	使用日の2日前の日

2 使用許可は、施設等使用許可書(別記様式第2号)により行うものとする。

3 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可しないものとする。

(1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。

(2) 営利を主たる目的とするとき。

(3) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

(変更の許可)

第10条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可の内容を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書(別記様式第3号)を館長に提出して、使用変更許可を受けなければならない。

- 2 使用変更許可は、施設等使用変更許可書（別記様式第4号）により行うものとする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用変更許可について準用する。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用後の検査）

第12条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第13条 館長は、使用者が第9条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第11条の規定に違反すると認めるときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じても、県は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

#### 第5章 使用料の還付等

（使用許可の取消しの申出）

第14条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取消し、その旨を申出者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第15条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第1に定める西都原考古博物館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の前日以前とする。

- 2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第6号）を館長に提出しなければならない。

#### 第6章 博物館資料の利用

（博物館資料の館内利用）

第16条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

2 博物館資料（図書資料を除く。）を学術の研究のため特に利用しようとする者は、博物館資料館内利用承認申請書（別記様式第7号）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の博物館資料館内利用を承認したときは、申請者に博物館資料館内利用承認書（別記様式第8号）を交付するものとする。

（図書資料の複写）

第17条 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書（別記様式第9号）を館長に提出しなければならない。

3 次に掲げる図書資料は複写しないものとする。

- (1) 技術的に複写が困難な図書資料
- (2) 複写することによって損傷のおそれのある図書資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

17条の2 前条の規定により、図書資料の複写を依頼しようとする者は、当該図書資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の図書資料の複写に要する経費は、次の表に定める額とし、同費用は前納しなければならない。

区 分	単 位	金 額
電子複写（単色のもの）	複写1面につき	10円

（博物館資料の館外利用）

第18条 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出承認申請書（別記様式第10号）を館長に提出しなければならない。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 市町村立の歴史民俗資料館等で県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるもの
- (4) その他教育長が適当と認めるもの

3 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

4 館長は、館外貸出しを決定したときは、申請者に博物館資料館外貸出承認書（別記様式第11号）を交付するものとする。

5 館長は、西都原考古博物館の都合により必要と認めるときは、前項に規定する館外貸出しの期間中であっても、博物館資料の返還を求めることができる。

（弁償）

第19条 入館者、使用者又は利用者（第16条から前条までに規定する博物館資料の利用を受ける者をいう。）が、博物館資料、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

#### 第7章 寄贈及び寄託

（博物館資料の寄贈及び寄託）

第20条 博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈寄託申込書（別記様式第12号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に博物館資料寄贈寄託受領書（別記様式第13号）を交付するものとする。

3 寄託を受けた博物館資料は、西都原考古博物館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。

4 寄託を受けた博物館資料は、寄託者の申請又は西都原考古博物館の都合により返却することができる。

#### 第8章 雑則

（博物館資料の選定及び評価）

第21条 博物館資料の選定及び評価をするに当たっては、埋蔵文化財価格評価員に関する規程（昭和44年3月15日文化庁長官裁定）に準じ、原則として学識経験者の意見を徴するものとする。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、平成16年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第5項の規定については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「前4項」とあるのは「前項」とし、「入室時間」とあるのは「入館時間」とする。

3 第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「西都原考古博物館」とあるのは「西都原古代生活体験館」とする。

附則（平成16年4月15日教育委員会規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の県立西都原考古博物館管理規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の県立西都原考古博物館管理規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成18年3月30日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月31日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成23年7月21日 教育委員会規則第6号）  
この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附則（令和2年2月25日教育委員会規則第2号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月30日教育委員会規則第6号）  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 県立西都原考古博物館 施設利用取扱要綱

（平成17年12月1日）

（趣旨）

第1条 この要綱は、県立西都原考古博物館管理規則（平成16年宮崎県教育委員会規則 第15号、以下「規則」という。）第22条の規定により県立西都原考古博物館（以下「博物館」という。）の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において施設利用とは、規則第4章に規定する施設以外の利用をいう。

（施設利用承認）

第3条 館長は、次に掲げるものに、必要な条件を付して施設利用を承認するものとする。

（1）教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする国 地方公共団体及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関

（2）その他館長が特に必要があると認めるもの

2 施設を利用しようとするものは、「施設利用承認申請書」（様式第1号）に利用計画書を添付し利用期日の10日前までに提出しなければならない。

3 施設の利用承認は、「施設利用承認書」（様式第2号）を交付し、「施設利用受付台帳」（様式第3号）に記録する。

（利用時間）

第4条 利用時間は、原則として午前10時00分から午後5時30分とする。但し休館日は除く。

（利用の制限）

第5条 館長は、承認を行うにあたり、次の各号の1に該当しないと認める場合に承認するものとする。

（1）申請書の内容に偽りがあると認められるもの

（2）公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

（3）火気の使用（但し、館長の許可を受けた場合を除く）及び営利活動に該当すると認められるもの

（4）その他利用が適当でないと認められるもの

（利用者の遵守事項）

第6条 利用を承認されたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）承認された利用の目的又は条件に違反しないこと

（2）施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと

2 前項の規程に反する行為があるものについては利用を取り消し、又は中止させることができる。

3 取り消し等によって利用者に損害が生じて、県はその損害の賠償責任を負わないものとする。また、盗難、事故等についても一切責任を負わない。

（利用の場所）

第7条 利用は、館長が指定した場所で行うものとする。

（利用後の検査）

第8条 利用者は、利用後 自己の負担において直ちに現状に回復しなければならない。

2 前項の規程により現状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

（利用に要する費用）

第9条 利用に要する費用は、利用した者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

## 宮崎県教育関係使用料及び手数料徴収条例

(平成13年3月29日条例第23号)

改正 平成14年3月27日条例第19号  
平成15年9月26日条例第42号  
平成16年3月26日条例第20号  
平成17年3月29日条例第38号  
平成17年7月22日条例第62号  
平成18年3月29日条例第38号  
平成18年10月1日条例第63号  
平成19年3月16日条例第26号  
平成19年12月26日条例第64号  
平成21年3月25日条例第21号  
平成22年6月25日条例第33号  
平成26年3月26日条例第36号  
平成28年3月14日条例第14号  
平成31年3月22日条例第24号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（昭和25年宮崎県条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく使用料及び同法第227条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（使用料）

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料生金を収受している場合は、この限りではない。

(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる高等学校（以下「県立高等学校」という。）及び中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）授業料及び科目履修料

(2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる学校（以下「県立学校」という。）県立学校体育施設照明施設使用料

(3) 宮崎県体育館 体育館使用料

(4) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料

(5) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料

(6) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料

(7) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料

(8) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家 少年自然の家使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

一部改正 [平成16年条例20号・17年38号・62号・22年33号・26年36号]

（手数料）

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において [申請等] という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学料

(2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料

(3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料

(4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる中学校（以下 [県立中学校] という。）、県立高等学校若しくは県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施入学者選抜等手数料

(5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付 学校諸証明交付手数料

(6) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2条第3項の規定に基づく特別支援教育療育（以下「領域」という。）の追加を定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条

の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付教育職員免許状授与等手数料

- (7) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）の実施 教育職員検定手数料
- (8) 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく免許状の有効期間の更新、同条第5項の規定に基づく免許状の有効期間の延長、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認、同条第3項第3号の規定に基づく確認、同条第4号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期若しくは教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項の規定に基づく免許状更新講習の免除認定（以下「免許状の更新等」という。）又は免許状更新等に関する証明 教育職員免許状更新等手数料
- (9) 県立美術館において行う宮崎県美術展への出品 宮崎県美術展出品手数料
- (10) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料 (11) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の制作の承認の申請に対する審査 美術刀剣類製作承認申請手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

- (1) 高等学校入学料 入学の時
- (2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時
- (3) 通信教育入学料 入学の時
- (4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時
- (5) 宮崎剣美術展出品手数料 作品搬入の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項（前項に定めるものを除く。）については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

一部改正 [平成16年条例20号・17号38号・18年32号・63号・19年26号・21年21号]

(減免)

第4条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

(不還付の原則)

第5条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合
- (2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合
- (3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

(罰則)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額

（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。
  - 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。
  - 4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」となるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則（平成14年3月27日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年9月26日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。（後略）

附則（平成16年3月26日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の8の項の改正規定（「体育館」の下に「（宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎剣御池少年自然の家に限る。）」を加える部分に限る。）交付の日
- (2) 第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第3条第1項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号を加える改正規定、別表第1の8の項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に6の項を加える改正規定及び別表第2中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表の9の項中「20円」を「10円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に9の項を加える改正規定（同表の9の項中「20円」を「10円」に改める部分を除く。）平成16年4月17日

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。附則（平成17年3月29日条例第38号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年7月22日条例第62号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月29日条例第32号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年10月1日条例第63号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月16日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」となるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600」とする。

附則（平成19年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行）

附則（平成21年3月25日条例第21号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年6月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成26年3月26日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の公立高等学校（同条第2項に規定する高等学校をいう。）に係る授業料の徴収については、なお

従前の例による。

附則（平成28年3月14日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成31年3月22日条例第24号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）より一部抜粋

使用料	区分	単位	金額	納期	
6 西都原考古博物館	ホール	午前	3,540円	使用許可の時	
		午後	7,080円		
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,370円	使用終了の時
		暖房設備	同	680円	
	音声ガイド	1台1回につき	420円	使用前	

備考

- 1 「午前」とは午前10時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 2 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、午前の使用にあつては当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を、午後の使用にあつては当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額を加算する。
- 3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

施設等使用許可申請書

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

住所

電話

氏名

性別(男・女)

申請者

生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

県立西都原考古博物館の施設を使用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用の目的	行事の名称		住 所		ホール使用期間		ホール設備(冷暖房)使用期間	
	行事の内容	氏 名	氏 名	氏 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備 考								

(注) 1 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備(冷暖房)使用料は使用終了の時となります。

2 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

別紙

役員名簿

法人名: \_\_\_\_\_

役職名	(注1) 氏名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。  
(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用するこ  
ととし、その他の目的のためには一切使用しません。

施設等使用許可書

文書番号  
年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 印

年 月 日付で申請のあった県立西都原考古博物館の施設の使用については、次のとおり許可します

使用の目的	行事の名称		
	行事の内容		
使用責任者	住所		
	氏名		
ホール使用期間		ホール設備 (冷暖房) 使用期間	
年 月 日	時から	年 月 日	時から
年 月 日	時まで	年 月 日	時まで
年 月 日	時から	年 月 日	時から
年 月 日	時まで	年 月 日	時まで
年 月 日	時から	年 月 日	時から
年 月 日	時まで	年 月 日	時まで
ホール使用料		ホール設備 (冷暖房) 使用料	
円		円	
使用料計	円		円
使用条件			

(注) 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備 (冷暖房) は使用終了の時となります。

施設等使用許可変更申請書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所  
氏名 電話

[ 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 ]

年 月 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用を変更したいので、  
県立西都原考古博物館管理規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

添付書類 施設等使用許可書の写し

施設等使用変更許可書

文書番号  
年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 

年 月 日付けで申請のあった県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のとおり許可します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

施設等使用許可取消申出書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所  
申請者 氏名  
電話 氏名

[ 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 ]

年 月 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用中を中止したいので、県立西都原考古博物館管理規則第14条第1項の規定により、使用許可の取消しの申出をします。

取消しの申出をする理由	
備考	

添付書類

- 1 施設等使用許可書
- 2 変更の許可を受けている場合にあっては、施設等使用変更許可書

使用料還付請求書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

県立西都原考古博物館長 殿

博物館資料館内利用承認申請書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用料の還付を受けたい  
ので、県立西都原考古博物館管理規則第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由	納付日	年 月 日
既納の使用料	納付額	円
還付請求額		円
備考		

添付書類

- 1 書面により許可の取消しがあった場合には、当該書面
- 2 使用料を納付していることを証する書面

振込先金融機関名	口座振込申出書	
	銀行	支店
預金の種類	普通・当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

次のとおり博物館資料を館内利用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第16条第1項の規定により申請します。

館内利用目的			
博物館資料の名称	形状	数量	備考
利用希望日時			
利用の方法			
撮影の有無			
備考			

博物館資料館内利用承認書

年 月 日

様

県立西部原考古博物館長 

年 月 日付で申請のあった博物館資料の館内利用については、次のとおり承認します。

館内利用目的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
利用日時			
利用場所			
利用の方法			
その他条件			

図書資料複写申込書

年 月 日

県立西部原考古博物館長 殿

申請者 住所  
氏名 電話番号

[ 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 ]

複写目的				
図書資料名	複 写 箇 所			
※ 合 計	枚 数	金 額		

(注) 1 図書資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に抵触しない限りに行います。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

博物館資料館外貸出承認申請書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所  
申請者 氏名  
電話 氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり博物館資料の館外貸出しを受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第18条第1項の規定により申請します。

館外貸出目的				備考
博物館資料の名称	形状	数量		
貸出期間				
保管場所				
資料運搬方法				
撮影の有無				

博物館資料館外貸出承認書

年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 印

年 月 日付で申請のあった博物館資料の館外貸出しについては、次のとおり承認します。

館外貸出目的			
博物館資料の名称	形状	数量	備考
貸出期間			
貸出期日・場所			
返納期日・場所			
その他条件			

博物館資料寄贈申込書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所  
申請者 氏名  
電話 氏名

[ 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 ]

次の目録に記載の博物館資料を貴殿に寄贈（寄託）したいので、県立西都原考古博物館管理規則第20条第1項の規定により申請します。

目 録

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

博物館資料寄贈寄託受領書

様

次の目録に記載の博物館資料を貴殿より確かにご寄贈（寄託）を受けました。

目 録

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

年 月 日

県立西都原考古博物館長 印

施設利用承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

住所  
申請者 団体名 \_\_\_\_\_ 印  
(代表者) 氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 ( \_\_\_\_\_ )

施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事の名称	
利用目的	(事業計画書等添付)
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用区分	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・廊下の壁面(本館) E・体験館 F・体験ステージ G・その他
利用予定者数	主催者数 ( ) 人 参加者数 ( ) 人 合計 ( ) 人
チラシ配布・看板設置	する しない (図案、計画書等添付)
利用承認条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用の目的に違反しないこと。</li> <li>2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。</li> <li>3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。</li> <li>4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。</li> <li>5 火気の使用及び営利活動をしないこと。</li> <li>6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。</li> <li>7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。</li> <li>8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。</li> <li>9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。</li> <li>10 館長は、利用者が規定に反すると認めるときは利用を取消し又は中止させることができる。</li> <li>11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。また盗難、事故等も県は一切責任を負わない。</li> <li>12 その他 ( _____ )</li> </ol>

施設利用承認書

団体・代表者名

様

県立西都原考古博物館長 印

年 月 日 付けで申請のあった施設の利用については、次のとおり承認します。

行事の名称	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用区分	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・廊下の壁面(本館) E・体験館 F・体験ステージ G・その他
利用予定者数	主催者数 ( ) 人 参加者数 ( ) 人 合計 ( ) 人
利用承認条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用の目的に違反しないこと。</li> <li>2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。</li> <li>3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。</li> <li>4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。</li> <li>5 火気の使用及び営利活動をしないこと。</li> <li>6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。</li> <li>7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。</li> <li>8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。</li> <li>9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。</li> <li>10 館長は、利用者が規定に反すると認めるときは利用を取消し又は中止させることができる。</li> <li>11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。また盗難、事故等にも県は一切責任を負わない。</li> <li>12 その他 (別紙のとおり)</li> </ol>
承認番号	第 号



### 3 利用案内

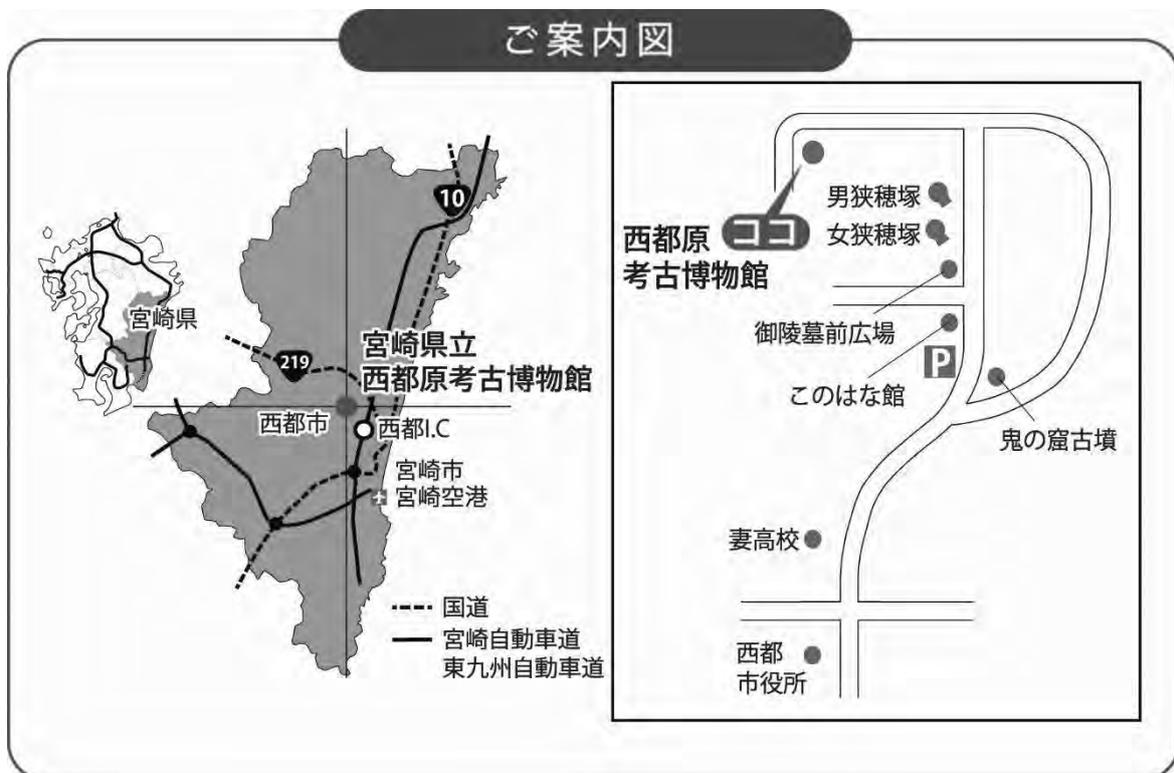
開館時間 ・ 午前9時30分から午後5時30分まで（展示室への入室は午後5時まで）

休館日 ・ 月曜日（国民の祝日と重なる時は直後の平日）  
年未年始（12月28日から1月4日まで）  
国民の祝日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときを除く）

入館料 ・ 無料

交通 ・ 車 / 宮崎市より国道219号線経由約40分  
東九州自動車道西都ICから約10分  
・ バス+タクシー  
/ 宮崎駅より「西都」行きバスで約70分、  
「西都バスセンター」からタクシーで約10分

所在地等 ・ 〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西 5670 番  
TEL：0983-41-0041 / FAX：0983-41-0051  
<https://saito-muse.pref.miyazaki.jp>





Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture



2022(令和4)年度

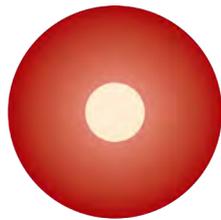
# 宮崎県立西都原考古博物館年報

Annual report of the Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

2023年6月

編集・発行 宮崎県立西都原考古博物館  
〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西 5670 番  
TEL : 0983-41-0041 FAX : 0983-41-0051  
<https://saito-muse.pref.miyazaki.jp>

印刷 宮崎紙工印刷株式会社  
〒880-0912 宮崎市大字赤江字飛江田 931 番地  
TEL : 0985-78-2324 FAX : 0985-78-5162



Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture

